

議 事 日 程 (第2号)

令和3年3月4日(木) 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第19号 | 湖西市部設置条例及び湖西市文化財保護条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第2 | 議案第20号 | 行政手続における押印の見直しに係る関係条例の整備に関する条例制定について |
| 日程第3 | 議案第21号 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について |
| 日程第4 | 議案第22号 | 湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第5 | 議案第23号 | 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第6 | 議案第24号 | 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第7 | 議案第25号 | 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第8 | 議案第26号 | 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第9 | 議案第27号 | 湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第10 | 議案第28号 | 湖西市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第11 | 議案第29号 | 湖西市ふれあい交流館条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第12 | 議案第30号 | 湖西市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第13 | 議案第31号 | 湖西市新居斎場条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第14 | 議案第32号 | 湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第15 | 議案第33号 | 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第16 | 議案第34号 | 湖西市都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第17 | 議案第35号 | 湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第18 | 議案第36号 | 湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業の契約締結について |
| 日程第19 | 議案第37号 | 令和2年度浜名湖西岸土地地区画整理事業に係る河川付替工事(5工区)の契約の一部変更について |
| 日程第20 | 議案第38号 | 市道の路線の廃止について |
| 日程第21 | 議案第39号 | 湖西市基本構想の策定について |
| 日程第22 | 議案第40号 | 令和2年度湖西市一般会計補正予算(第11号) |
| 日程第23 | 議案第41号 | 令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号) |
| 日程第24 | 議案第42号 | 令和2年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第25 | 議案第43号 | 令和2年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第26 | 議案第44号 | 令和2年度湖西市病院事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第27 | 議案第46号 | 令和3年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第28 | 議案第47号 | 令和3年度湖西市介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第29 | 議案第48号 | 令和3年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第30 | 議案第49号 | 令和3年度湖西市公共下水道会計予算 |
| 日程第31 | 議案第50号 | 令和3年度湖西市水道事業会計予算 |
| 日程第32 | 議案第51号 | 令和3年度湖西市病院事業会計予算 |

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（加藤弘己） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（加藤弘己） それでは日程第1 議案第19号 湖西市部設置条例及び湖西市文化財保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。初めに、9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） おはようございます。トップバッターですが、9番 楠 浩幸でございます。今日もよろしくお祈りいたします。

議案第19号ですが、私のほうからは今回、条例の一部を変更するという事なんですけれども、その一部に文化に関する事務を市長部局で担うという内容であったと思いますけれども、具体的にどのような事務を市長部局で行うのかということと、あともう一点、期待できる効果についてお伺いしたいと思います。よろしくお祈りいたします。

○議長（加藤弘己） 答弁をお願いします。総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えをさせていただきます。

令和3年度から市長部局で行う事務、これは項目で申し上げますと文化及び芸術の振興に関する事、文化財の保護及び調査に関する事、白須賀歴史拠点施設・新居関所資料館・小松楼まちづくり交流館などの維持管理及び運営に関する事、特別史跡新居関跡の保存に関する事などを主に行いたいと思っております。

御質問の期待する効果につきましては、非常に業務の結びつきが強い文化と観光に関する事務を一体的に行うことで、文化施設を観光ツールとして活用し、併せて事務の効率の向上を図ること、そして湖西市の魅力を広く積極的に発信して、湖西市の交流人口の増加につなげていきたいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 9番 楠 浩幸君、よろしいですか。

○9番（楠 浩幸） これまで文化施設というのは保存に尽力していただいていたというふうには思っているわけなんですけれども、これが多くのお客様ですとか市民の皆さんに知っていただくということは非常にいいことだというふうには思うんですけども、これによって維持管理に対してリスクも伴ってくると思うんですけども、それに対してまた啓発ですとか、また予算が付加されていくようなリスクについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

当然、来られる方を多く増やしたいということが目的でありますので、文化施設に伴う、あつてはならないですけど修繕的なものが増えるかと思っております。それは当然そういう形で対応してまいります。また啓発もしていきたいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 承知をしました。とりわけ、新居の関所については、日本全国で唯一現存する施設で老朽化も進んでいて、私らどもも縁側なんかを歩いてみたりするとちょっと傷んでるなというような感も拭えないところですので、またその辺は十分調整していただきながら保存に努めていきたいなど、両方でうまく運用していただければなというふうには思います。終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第19号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第2 議案第20号 行政手続における押印の見直しに係る関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸です。続きまして、議案第20号 押印に関わる条例変更ということなんですけれども、今回の行政手続における押印の見直しに関わる関係条例を整備することなんですけれども、現在、多くの帳票で押印の欄があったりするわけなんですけれども、この帳票の整備ですとかいろいろこれからシステムを変えたりだとかってというようなことでリードタイムが必要になってくるかと思うんですけれども、実際の実務の変更がいつからなのかということと、あと期待できる効果についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（加藤弘己） 総務部長、答弁をお願いします。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えをさせていただきます。

今回提案する議案は、条例で規定している押印を廃止するため一部を改正するものであり、該当する条例としましては提案させていただいておりますが、職員の職務の宣誓に関する条例及び湖西市固定資産評価審査委員会条例、この2つだけに条例としてはなっております。

この2つの条例の内容には変更はございません。議員が今おっしゃられましたように、押印を規定する字句及び様式中の印を削除するもので、この議案の議決後、公布の日から変更を行うことを予定しております。予定日としましては、令和3年4月1日から行いたいと今は考えております。

御質問の期待される効果につきましては、今言ったこの2つの条例については対象者が限定されておりますので、事務手続が簡素化になる程度のものでありますが、これ以外に条例ではない規則や要綱等で規定しているものがかなりあります。これを今回一緒に廃止をさせていただきますので、こちらに関しましては多くの市民の方々が当然関係される各種申請手続等に印が要らないというような簡略化となりますので、これが市民サービスの向上につながるというふうに我々は捉えているところであります。以上です。

○議長（加藤弘己） 9番 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 議長、ちょっと関連するところで押印についてなんですけれども、今回の条例については2件ということなんですけれども、今部長の答弁の中で規則ですとか規定で行われている帳票について具体的にはどれくらいの件数があるのかを教えてくださいましてはできますか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 今の御質問ですが、今回対象となるものが数でいいますと1,384件調査して該当しました。その中で押印を残すもの、これが173件、率でいいますと12.5%になりますが押印を必ず残すものは173件と。それ以外に署名でいいですよとか、あと判ことかそのまま印字されているもの等でいいですよと、押印をしなくてもいいですよというもので署名のものが329件ございまして、記名のものが882件となります。全体でいいますと

1,384件中1,211件、87.5%が廃止という形で今は考えております。その準備をしているところであります。以上です。

○議長（加藤弘己） 9番 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） ありがとうございます。1,384件って膨大な数なんですけれども、これも4月1日から施行ということでよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 非常に膨大な数であります。実際には昨年度からこれは取りかかっておりまして、たまたまといいますか昨年12月に国のほうからある程度の指針が示されたものですから、その中でもう一度見直しをして数を制定したということで準備は着々と進めておりますので、4月1日には始められるものと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 大変であったと思います。今回のこの条例等を含めて、これから随分と市民サービスがよくなるということについての広報ですとか、市民への周知というのはどのような形で示されているかと思っておられるんですか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） ウェブサイト等、ホームページのほうには当然載せていきたいとは思っているんですが、さすがに1,300のものを載せてもなかなか、手元にもあるんですけど細かいものになってしまいますので、そこは少し精査した形の中でやっていきたいなと思います。ただ、実際になかなかそれを皆さんが探して見つけるというのは難しいものですから、当然窓口へ来られたときにその都度、今回はもう要らなくなりますよとかいうような案内を常に行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） それでは、また窓口のほうの対応が煩雑になったりですか忙しくなるかと思えますけれども、丁寧な市民に対応をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第20号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第3 議案第21号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、10番 佐原佳美さんの発言を許します。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。議案第21号 指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてです。

厚労省令が一部改正されたことから利用者の人権の擁護、虐待の防止などのため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施するなどの措置を講じなければならないほか追加されますが、当市における指定された介護保険事業所での、この4つの事業所ですね、これらの状況、実態というものは把握されているのかお尋ねいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長、答弁をお願いします。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

今回の法改正につきましては、国や県から各事業所へ通知されており、各事業所においては把握しているものと思っております。また、介護保険事業所が利用者の人権の擁護や虐待の防止等のために講じる体制整備及び研修等につきましては、事業所への実地指導等の際に確認することになります。

なお、利用者の人権の擁護、虐待防止につきましては従来より地域支援事業の中で介護相談員を事業所へ派遣し、問題の解消に努めています。以上です。

○議長（加藤弘己） 10番 佐原佳美さんどうぞ。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。健康福祉部として、長寿介護課としてこれらの実態が該当する、ここで書いてあるのは地域密着型等というものが多くて市が設置する小規模、特別養護老人ホームだとかそういうところですけども、それ以外のものもそうではありますけれども、その施設やあるいはケアマネジャーさんたちが仕事をする上で人権の擁護を必要とする者や虐待という実態を把握しているかということをお聞きしたところ介護相談員を派遣しているということですけど、介護相談員さんは施設入所者のところへは伺って、直接利用者さんの声を聞くことはできると思うんですけども、在宅の介護予防と最初にうたっているその事業などは在宅者の把握はどのようにされているのかということと、件数とかのそういう把握ができていないのかということをお尋ねしてらんです。もう一度お願いいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 申し訳ありません。介護相談員が在宅のほうに対応しているかどうかというと、私のところで把握してないものですからちょっとお答えできないんですが、対応状況を把握しているのかということにつきましては、先ほどの答弁の中で申しましたとおり各事業所との接触というんですか、対面する機会が今のところ実地指導しかないものですから、そのときにいろいろと確認させて

いただくという形になります。ただ現状、実地指導につきましては3年に1回のスパンになってしまいますので、今後につきましては最低年1回は全事業所を対象に仮称になりますけど事業所連絡会というものも開催させていただきまして情報の共有とか、必要があればそこで研修とかを行っていききたいとは考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 私が現場にいた頃は、介護相談員さんは施設のみでしたね、ただデイサービスのところに行ってお話を聞けば在宅にいる方の情報は得られるかとは思っておりますが、今3年に一遍だから各事業所と対面する機会がないから、3年に一遍の実地指導では間が空き過ぎるんで年1回に今後はしていきたいということで、それは大変前向きな御意向でうれしいなと思いますけれども、部長が把握されていないということはないに等しいのかなというふうにも考えられますが、ただいろいろな事件のような形にならないことを願うばかりです。

私の通告した文章の中に、かぎ括弧で研修を実施する等の措置を講じなければならないほかを追加されたという部分のほかがというのが、今まさに部長がおっしゃられた条例の中を、新旧の対象を見ただけだと基本方針のところは改正の追加の続きとして、第3条第6項に必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないというのがあります。まさにここの部分で、ここが日頃の（仮称）事業所連絡会を年1していくっていうことですけども、かつて特別委員会の中で地域医療等特別委員会というのをやったときにもすごく密に、行政側となかなか密になってないという声を現場から聞きました。やはり情報共有をもっとする場面、年一遍でも少ないような気もするんですけども、かつては毎月事業所連絡会をやってたんですけども今は全然ないということで、部門別に移行してそれが何となく立ち消えてるようなんですけどもちょっとあきれて。この現状を年に1回でいい、今言っちゃっていいんですか部長。まだ今部長が仮に思ったというだけであれば、よく皆さんと協議させていただきまして、現場のケアマネジャーさんや地域包

括の方たち、一番、虐待なんか見つける地域包括の方たちからしっかり情報収集して、どのくらいの間隔での情報共有というか、適切かつ有効にその情報を活用していかなければならないという風通しのよい保険者ですので絶対状況は知ってなきゃいけないと思うんです。ただサービスを提供して給付金を許可するというだけではなく、いかがでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 議員おっしゃられましたとおり、各事業との連携というんですか、情報共有につきましては前々からやはりちょっと問題というか問題意識を持ってまして、本当は今年度につきましてもそういった連絡会のほうを開催したほうがいいじゃないかという形では話は出ておりました。ただ、このコロナ禍の中ですのでなかなか多くの人を集めてやるというのは難しいという形で延び延びになっておりましたが、一応今月にやり方は今検討中ですが、皆さんを集めて対面式にするのかオンライン形式、Z o o mとか使ってオンライン形式にするかはまだ決まっておりませんが、一応そういった連絡会のほうを今月設けたいなと思っております。

答弁の中で年1回と申しましたけど、最低年1回という形で今後いろいろ意見を聞いた中でもっとやったほうがいいというならば、その回数をまた検討していきたいとは思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。ぜひとも積極的に、厚労省令が改定されたことを機に本当に、何とんでも地域密着といったら本当に湖西市が許可して設置している、また今も募集しているところじゃないですか、小規模多機能なんか。本当にしっかりと現場を見ていただきたいという思いでいっぱいです。まだ、先輩議員が質問を通告されておりますので、またそちらの答弁も聞いていきたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で10番 佐原佳美の質疑を終わります。

続いて、17番 神谷里枝さんの発言を許します。
17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。ただいまのところと同じ質問であります。

私がお聞きしたいのは、今回の条例改正に当たってまして湖西市内における該当する事業者数をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。答弁をお願いします。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

該当する事業者数でございますが、いろいろサービス等がダブっているのがありますが、おおむね30事業所ほどとなります。以上です。

○議長（加藤弘己） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 市内には県とか市の認可を受けて介護サービス、デイサービス等を提供している事業所が30事業所ほどあるという御答弁でございました。

そういった中で、先ほどの御答弁の中で今までは3年に1回実地指導を行っていて、その際に確認ということでしたけども、3年に1回ではということで年に1回、最低でもやっていきたいという御答弁でございました。そういったときに、今まで3年に1回ってということだったのが、最低でも年1回ってということにおいては担当職員への負担もかかっていって大変かなという気もしないでもないですけども、条例改正に伴って準じていていただきたいと思えます。

こういった職員の研修と従事者の研修などの措置を講じなければならないとなった以上は、そういった研修をうちの事業所は受けていますよと、そういったことをその施設のどこかに表示するとかそういった利用者さんへの周知というものは、特段こうしなければならないということはないんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

そういったことを、研修等を行ったということを表示するとかそういったことを周知というのを特にするというのは、すみません私のほうでちょっと聞いておりませんが、市としましては先ほど佐原議員

の答弁の中でも申しましたとおり、その事業所が今回そういったものが明文化されたわけですので、それがしっかり守られたかどうかというのは先ほど言いました実地指導の際には確認させていただくと、あと情報提供につきましては連絡会のほうを開催させていただいて情報のほうは提供、共有をしていきたいとは思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました、ありがとうございます。いずれにしましても、条例の一部改正ということですので、あまり深入りせずにこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて、13番 竹内祐子さんの発言を許します。
13番 竹内祐子さん。

〔13番 竹内祐子登壇〕

○13番（竹内祐子） 13番 竹内祐子です。同じところです。

1点目、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないとは具体的にどのような体制整備と研修か、また市として共通の研修マニュアルを示されるのか伺います。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長、答弁をお願いします。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

今般の法改正に伴う利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために講ずるべき体制整備や研修の内容につきましては、法令の中で虐待防止対策を検討する委員会の開催や研修の定期的な実施等が規定されており、これらは事業所が果たすべき責務とされることから実施主体は事業所であると認識しております。

したがって、現時点におきましては市として共通の研修マニュアルを整備する予定はございませんが、事業所からの要望があれば事業所連絡会などを通じて外部講師を招いた研修なども検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 13番 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） ただいまの御答弁ですと、要は事業所に任せるということでよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 言い方はあれですけど、事業所のほうの責務ということになりますので、まずは事業所のほうでいろいろと考えていただいてやっていただきたいということになります。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 私としてはちょっと納得がいきません。だって、こんなに大事な人権の擁護のこととか虐待の防止のことをやっていきましょうって条例に追加をされたのに、市の考えをもって説明しないというのもおかしいと思いますし、今の答弁では納得できませんのでもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

今回の条例改正以前に、高齢者虐待防止法とかのほうで、基本的には各事業所のほうの責務としてそういった体制を整えなければならないということは決められています。

今回、国のほうの改正でこうしたことを各市の所管の施設の条例のほうに3明文化しなさいということになってきてますので、今の時点ではそういった事業のほうにお任せしていることはありますけど、条例に明文化された以上は今後説明させていただく、つまり連絡会、あと実地指導のほうでそういったものはしっかりなされているかと、あと今後そういった共通のものが欲しいという要望もありましたら、そういったものも今後市として検討していきたいなと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 国や県から求められて、条文を追加していくようにということで今回それをやるわけなんですけど、これってただ言われたからそこに追加していけばいいというお話ではないんです。国も県もそんなことは望んでないと思うんです。必要なことだから条文に追加しろと言ってきて、その追加された条文についてはしっかりと市で管理して

いきなさいよということだと思っんですよ、私は。

それで、先ほど佐原議員が言った第3条の中の必要な、6の法第118条の2第1項に規定する介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切に有効に行うように努めなければならない、これは何を言っているかという、介護保険事業支援計画というのがあって、そこについてやっぱりこの計画を進めていくためにはこういう虐待防止とかそういうのもちゃんと入れていってしっかりと進めていけということだと思っんですよ、そうじゃないんですか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

議員のおっしゃることはもっともだと思っております。私どもとしては、先ほど言いました連絡会等を開いた中で、まずは現状のほうをしっかりと把握した中でそういったマニュアルづくり等も検討のほうを進めてまいりたいと思っております。

実際、今年度につきましてはコロナ禍の中でなかなかそういった接触等はできない状況で、来年度につきましてはどうなるか分かりませんが、なるべくそういった事業所からのいろんな情報のほうを吸い上げた中で、その対応のほうを考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 条例改正のことなのでもうこれ以上は言いませんけど、条例改正って条例制定もそうなんだけど大事なことなので、やはりこの条文を改正するから賛成だとかそれだけじゃないですよ、しっかりとそこの中身も考えての条例制定になってくるので、一部改正になってくるので、やはり当局側もしっかり何を聞かれたって答えてもらえるっていう覚悟で臨んでもらいたいな思います。

では次へ行きます。

○議長（加藤弘己） どうぞ。

○13番（竹内祐子） この法令遵守のチェックというのはどのようにされるのか伺います。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

法改正の内容が遵守されてるかにつきましては、事業所への実地指導等の際に確認させていただくよ

うになります。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 分かりました。以上で私の質疑を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で13番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） それでは以上で討論を終わります。

議案第21号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第4 議案第22号 湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第22号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第5 議案第23号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。

議案第23号ですけれども、湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

今回、会計管理者の職務等級を下げるといった内容であったと承知をしておりますけれども、今回改定に至った理由、これを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（加藤弘己） 総務部長、答弁をお願いします。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えをさせていただきます。

会計管理者の職務は、対外折衝などが金融機関などに限定されていること、そして今の会計管理者直下の組織としては会計課の1課のみで、職員数も少人数ということで職員を指導・総括する範囲が課長級職員と同程度であると思っております。そんなことから、他市の状況等も調べさせていただき、それを参考に今回会計管理者の職務を7級、課長級にするものでございます。また現在、会計管理者は会計課長を兼務しております。ということで、等級の変更による事務処理に対して、これの影響は発生しな

いと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 9番 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 現在の実務の中で決裁の範囲が変わらないよというような答弁であったと思うんですけども、実務の中で業務の効率化が図られるですとかそういったようなメリットは何かなかったんですか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 今言うように、現状は兼ねておりますので、決裁一つに取りましても2人体制、場合によっては会計管理者がそのまま部長級で残しておきますと、そこに今度は会計課長というところもある場合があるとなれば、当然実務としては決裁1つにしても複雑っていうんですか余分になってしまうということ、今回こうすることによってそういう簡略ですか、簡略と言うことは失礼なんですけど省略ができるという形でスムーズに行くと捉えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） これまではたまたま兼務でやっておられたのでということですが、そういった意味では業務のスリム化ですとか効率化が図られるという意味で理解をしました。終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第23号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第6 議案第24号 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されております。初めに14番 荻野利明君の発言を許します。

〔14番 荻野利明登壇〕

○14番（荻野利明） 14番 荻野利明。議案第24号湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対討論を行います。

会計年度任用職員の期末手当を年間0.05月分引き下げるといっていますが、市職員はコロナ禍の下、昼夜を問わず業務に専念し、市民の暮らし、命を守る立場で業務に携わっています。その職員の苦労に報いるためにも期末手当の引下げはやめるべきであります。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（加藤弘己） ただいまの討論は反対討論でした。

次に、11番 吉田建二君の発言を許します。吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。議案第24号 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条

例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

非常勤職員等の適正な任用の確保などを目的として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、会計年度任用職員制度が令和元年に創設されました。

これを受け、当市では令和元年12月議会において会計年度任用職員の給与等に関する条例を可決し、令和2年4月から施行されております。条例制定の意義をいま一度再認識したいと思います。

条例の内容は、会計年度任用職員の給与や報酬、各種の手当、そのほか支給方法などが定められております。

主なものとして、フルタイム会計年度任用職員の給料は一般職常勤職員の給料表を適用すること、給料の支給方法や通勤手当、時間外勤務手当などは一般職常勤職員の例によることなどが定められております。

期末手当に関しては個別に定められておりますが、支給率や基準日、在職期間に応じた割合などは一般職常勤職員に合わせた規定となっております。また、パートタイム会計年度任用職員に関しては、期末手当はフルタイム会計年度任用職員の規定を準用すること、そのほか報酬の基本額、また通勤や出張に係る費用弁償などについて規定されており、総体的には一般職常勤職員の規定に準じた内容となっております。

したがって、人事院の勧告を受け、国家公務員の給与等を改正されれば増額や減額にかかわらず、市民に寄り添う情勢適応の原則に基づいて、湖西市においては職員の給与等を改正していきますし、それに連動して会計年度任用職員の給料等も改正していくことになります。

さて、本議案の内容は令和2年10月に人事院の勧告がなされ、国家公務員の給与改定に伴い、当市においても一般職常勤職員の給与については期末手当の支給月数を年間で0.05月引き下げていることから、これに準じて会計年度任用職員の支給月数についても引下げをしようとするものであり、条例の規定に沿った適正な改正を行おうとするものであります。

よって、私は本議案に賛成するものであります。

以上で賛成討論といたします。

○議長（加藤弘己） ただいまの討論な賛成討論でした。ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第24号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手多数であります。したがって議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第7 議案第25号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第25号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第8 議案第26号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定につい

てを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第26号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第9 議案第27号 湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに10番 佐原佳美さんの発言を許します。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。議案第27号 子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定について、参考資料の令和3年度からの新体制に伴いとはどのような改正か、市内で実施されている放課後児童健全育成事業の全てが教育委員会に移管になる先駆けなのかお聞きいたします。

○議長（加藤弘己） 答弁をお願いします。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

今回の改正につきましては、健康福祉部の子育て

支援課で実施していた放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブに関する事業でございますが、の実施の所管を教育委員会に移すことに伴う改正でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 10番 佐原佳美さん、よろしいですか。

○10番（佐原佳美） 通告文には書いてない、今口頭で申し上げた市内で実施されているほかの放課後児童クラブの所管事務ってというのはじゃあここ、子育て支援センター条例に含まれているこの放課後児童健全育成事業以外のものは今までどおり子育て支援課の所管ということになるということですか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 今回の改正につきましては、子育て支援課から放課後児童健全育成事業を教育委員会のほうに全て移管という形になります。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました、ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

続いて17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝です。同じく議案第27号につき質疑させていただきます。

放課後児童健全育成事業は教育委員会に移行するということですが、移管によるメリットはどのようなものを想定しているのかお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

この事業につきましては、対象が小学生児童であり、また余裕教室などの学校施設の積極的な活用を行うものであるという国の方針の下で進めている事業であります。

これまで子育て支援センターで事務を行ってまいりましたが、学校と各放課後児童クラブの間の様々な調整が必要で、課題が顕在化するたびにその調整に多

くの時間を要しておりました。

今後、教育委員会で事務を行うことで学校と各クラブ間の情報伝達や学校内の設備整備等を直接教育委員会が進めることができ、事業推進のスピード感が増し、子供たちのスムーズな受入れ体制につながることで最大のメリットであると考えております。また緊急、臨時的な措置が必要な場合にも即時に効果的な対応ができるものと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） この放課後児童健全育成ってというのは、今までの担当部署は本当に開催場所に苦勞していましたし、議会からも学校の余裕教室の利用等についても質問させていただいた経緯がありましたけども、本当になかなかいい方向に行かなかったと私は感じております。そういった中で、今回国のほうでも言っているけども、教育委員会に移管することで利用者にとっては随分環境改善がされる、そういうふうに解釈したいと思ってます。

例えば現状、学校のところを借りていてもすぐそばにあるトイレなどの施設が借りられなくて、遠く離れたところのトイレを利用しなければいけないとかそういった問題点、先ほど部長の答弁の中にも課題が点在していたっておっしゃってましたけども、そういった声もある中で今後はこの条例改正することによって環境改善がされていく、ある程度スピードを持って対応していただければ、健康福祉部、教育委員会といった壁もなくなって利用者にとってスムーズな受入れ体制も整っていく、そういう解釈を持っていてよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

健康福祉部としましてもそういったスムーズな連携が取れるということを期待しております。以上です。

○議長（加藤弘己） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 今健康福祉部のほうはそうって答弁でございましたけども、受け入れる側の教育委員会としてもそういったところに十分歩み寄ってといたしますか、理解を示して対応していただ

けるということによろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育長。

○教育長（渡辺宜宏） お答えをします。

今おっしゃったように、しっかり協力してやっていきたいというふうに思っております。

今回、臨時休業があつて本当にかつて経験したことがない事柄が起きました。学校が突然休みになる。健康福祉部のほうでじゃあ学童保育をどうするか、そんなところでやっぱり時間を一日二日と費やすというその時間がないというのもありますので、お互い連携をしながらこの部がということじゃなくて、子供の健全な成長のために力を出していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。長年のちょっとわだかまりが解消できるかなと期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

これで質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 以上で17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第27号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） ここで暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。よろしくお願いいたします。11時20分です。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第10 議案第28号 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第28号湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について質疑を行います。

通告いたしましたように、なぜ経過措置の延長を行わなければならないほど対応が進まなかったのか、要因を伺います。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長、答弁をお願いいたします。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

この事業は、教育委員会と福祉部門との連携で進めるものであることは認識しておりますが、学校現場の管理上の課題と余裕教室などの学校施設の積極的な活用で行うものであるとする国の方針の中で、福祉部門が進めなければならないという状況下であり、課題の調整に多くの時間を費やしてきました。

事業実施の担当部門と事業を実施する現場や、それを所管する教育委員会との間での具体的な策を進めてこられなかったことが事業推進の遅れにつながった最大の要因であると考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。コロ

ナ禍においてニーズも高まっているので、さらに経過措置の延長に踏み切らざるを得ないという要因もあるというふうに解釈してもよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

議員おっしゃいましたコロナ禍によるニーズの要因ということは私どもとしては考えていませんでしたが、今答弁でも申し上げましたとおり、実際にこういった形で進めていきたいというような具体的な案をまたうちのほうで出し切れなかったというのが、なかなか話が進まなかった要因だとは認識しているところでございます。

今年度につきましても、言い訳になってしましますがコロナ禍の中でなかなかそういった打合せも進まなかったというのがありまして、今回、経過措置の延長をお願いするという形になってしまったものであります。以上です。

○議長（加藤弘己） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。今回の条例改正っていうのは、9月定例会でも条例改正を行ったんですけども、みなし指導員に対応していく、国のほうで従うべき基準から参酌すべき基準に見直されたというのも一つ大きな要因となっているのではないのでしょうか。これは湖西市のみの経過措置の延長ではないのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

見直すべき要因の一つとしましては、一応基準の中で1単位40人以下というのがあります。うちのほうで、条例の中ですがおおむね40人という形のことをうたってまして、それに対応しなかった場合のために経過措置というのを取らせていただいております。基本的にはこの辺もおおむね40人ということで、しっかり40人という形の基準にしたほうがいいんじゃないかということで今ちょっと調整のほうは進めておりますが、それも今すぐというわけにはいかないものですから、そういった形で経過措置を延長させていただいてそういった基準の見直しと、あと施設整備を含めて考えていきたいと思っております。

ます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。私は最初、湖西市に放課後行きたいけどもなかなか受入れが少なくて待機の子がいる、そういったことも含め、それからいろんな問題があつてこの経過措置の延長を行うと思っていましたけども、いろいろ調べてみると先ほど申し上げましたように従うべき基準から参酌すべき基準に見直されたようなので、私は今回この条例の一部改正を行うのが一番分かりやすい理由かなと思ったんですけども、湖西市としてはそういったことではなく、管理上の課題調整がなかなかうまく進まなかったので今回経過措置の延長を行う。先ほど条例改正しました教育委員会に関することによって、この辺ももう少しスムーズに対応されていく、そういうふうに解釈したいと思いたすがよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） そのとおりでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） では、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて、9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。私のほうからも議案の第28号です。今先輩議員の質疑を聞いておましておおむね理解をしたところなんですけれども、整備が進まない理由というところの部分については。ただ、経過措置が令和7年度に設定をされているわけなんですけれども、令和7年に5年かかるんですけれども設定された根拠について、これだけ1点お伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

放課後児童クラブの整備につきましては、子ども・子育て支援事業計画を基本にしておりまして、当該計画の第1期計画の期間に合わせて令和6年度末、令和7年3月31日まで経過措置期間の延長をお願いするものでございます。

これに従いまして、私どものほうでも教育委員会さんのほうに事務のほうを移管するわけですが、ある程度の事業計画のほうを立てた上で移管のほうをして、少しでも早く事業のほうを進めていきたいとは思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 子ども・子育て支援計画に準じて経過措置を令和7年に設定をしたということなんですけれども、今答弁の中で事業計画を策定して引継ぎという意味合いだと思うんですけれども、事業計画というのは来年度中というか、リードタイム、タイムスケジュールについて計画があれば伺いたいと思います。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

計画につきましては、今のところはっきりとした計画としては上がってないですが、移管前にうちのほうでこういった計画を進めたらいいんじゃないかというような大体の案は持っておりますので、その辺も教育委員会のほうに移管するに当たっては提示させていただいた上で事業も進めていきたいと思っております。ただ、事業自体は教育委員会に移管しますが健康福祉部のほうとしましても当然事業のバックアップのほうはしていくつもりですので、そういった中で連携のほうはしながら少しでも早く大規模校なんかの改修ができるように進めていきたいとは思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 来年度から岡崎幼稚園がこども園化になったりですとか、また民間のこども園が再来年度ですかまた増えて、本当に未就学児の環境、保育の充実というのはすごく進んできたなというふうにも実感をしているところですので、そうしますと今まで働くことができなかったお母さん方も仕事に出ることができて、困るのがやっぱり小1のギャッ

プで、保育園を、こども園を卒園したら働くことができないよというようなことをよくよく聞くところでありますのでしっかりと遅くとも令和7年度、経過措置が満了するまでに全ての環境を整えていただきたいなというふうに思います。また、事業計画ができましたら私ども議会や市民にも共有させていただくようお願いをして質疑を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第28号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第11 議案第29号 湖西市ふれあい交流館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第29号 湖西市ふれあい交流館条例の一部を改正する条例制定について質疑を行います。

第9条(1)市長と指定管理者が協議して、別に定める団体とはどのような団体を想定しているのかお伺いします。

○議長(加藤弘己) 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長(竹上 弘) お答えいたします。

別に定める団体につきましては、第6条第1項に規定される市内の福祉及び地域づくりの活動を行う団体と公共的団体で、協議によって無料で使用できる団体として指定して、限定列挙するものでございます。以上です。

○議長(加藤弘己) 神谷里枝さん。

○17番(神谷里枝) 市内の福祉団体、それから地域づくりを行う団体ということでしたけども、それが全部でどのくらいの数の団体があるのかお伺いしたいと思いますが。

○議長(加藤弘己) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(竹上 弘) お答えいたします。

現在、協議中のところもございましてがおおむね全部で29団体、今のところ予定をしております。以上です。

○議長(加藤弘己) 神谷里枝さん。

○17番(神谷里枝) 両方合わせて29団体が無料または減免という形になっていく、そういった判断基準は明確に示されているのでしょうか、指定管理を請け負う側にもこういった団体さんは減免等を行っていいですよ、そういった情報の共有はしっかりこれから行われるのでしょうか。

○議長(加藤弘己) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(竹上 弘) 今回、別に定める団体につきましては従前からふれあい交流館のほうで無料として登録している団体がほとんどのものでございますので、内容的にはやはりボランティア的な活動をされている団体がほとんどでございます。そういった中で、指定管理者のほうとの協議のほうは進めさせていただいておりますので、その中でまた新たに追加されるということがあればまた協議によって決めていきたいと思っております。以上です。

○議長(加藤弘己) 神谷里枝さん。

○17番(神谷里枝) やはり、いついつどういう協

議を行ってこういう経過に至っておるということもしっかり明記しておいていかないといけないかなという気もしております。

そういった中で、利用料金を徴収するようになりましてという一部改正ですけれども、そういった中で一部改正する利用料金を徴収するようになるってことで、協定書等における中で大きく変更されるような点はありますか。

○議長(加藤弘己) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(竹上 弘) お答えいたします。

別に定める団体、無料の団体ですがそれ以外の方から料金を頂くということ以外に関しては大きな変更はございませんが、一点、今回の条例の中で第1条に趣旨がございまして。そちらのほうに施設そのものの目的等が基本記載されておりましたので、今回この条例改正に合わせてそちらのほうの目的をしっかりと明記させていただきました。以上です。

○議長(加藤弘己) 神谷里枝さん。

○17番(神谷里枝) 協定書というのはしっかりお互いが確認して交わしていかないといけないと思います。

今回、補正予算等にも上がってきますけれども、利用料金を徴収する指定管理者等には万が一今回のような市から休館、休業を要請するような場合、こういった補償をしますよとかそういったことは盛り込まれていかない、いく、どちらでしょうか。

○議長(加藤弘己) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(竹上 弘) 今のところは盛り込む予定はございません。以上です。

○議長(加藤弘己) 神谷里枝さん。

○17番(神谷里枝) 御意向は承りました。これで終わります。ありがとうございます。

○議長(加藤弘己) 以上で17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤弘己) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第29号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員です。したがって議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第12 議案第30号 湖西市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第30号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第13 議案第31号 湖西市新居斎場条例の一部を改正する条例制定について

を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第31号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第14 議案第32号 湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第32号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第15 議案第33号 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第33号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第16 議案第34号 湖西市都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第34号湖西市都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定について質疑を行います。

まず最初に、組織改編を行うに至った理由をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 答弁をお願いします。都市整備部長。

〔都市整備部長 土屋守廣登壇〕

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

都市計画審議会というのは、そもそも都市計画決定に対する審議を行う機関となっております。国土交通省から都市計画運用指針という冊子というか通知文が出されておまして、この中にちょっと長くなりますけれども市町村が立地適正化計画について調査、分析及び評価を行った場合にその結果を市町村都市計画審議会に報告する義務が課せられるとともに、市町村都市計画審議会はその報告について市町村に意見を述べるのが可能になっていること、それから立地適正化計画の進捗状況について報告を求めることが可能であるなど、都市計画の作成等について受動的に審議をするだけではなく、市町村の施策についてフォローアップを行うことも可能という記載がされております。

今回、市では人口減少、少子高齢化の進展などをはじめとする社会情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりを行っていくため、議員も御承知のように平成30年度より湖西市立地適正化計画の策定を進めてまいっております。

令和3年度からこの湖西市立地適正化計画を運用していくことに当たりまして、これから都市行政に精通した広い視野からの意見を頂くため、今回、関係行政機関または静岡県職員という項目を新たに加えようとするものでございます。

この改正に合わせて、既に立地適正化計画を策定済みである近隣市の状況を確認させていただいたところ、都市計画審議会委員の構成において学識経験のある者、市議会の議員及び市民を代表する者等、それぞれの内訳人数を決めているのは湖西市のみでありまして、ほかの市は総数のみの規定ということになってることが判明いたしました。したがって、本審議会の委員の構成につきましても併せて見直しを行おうとするものでございます。以上となります。

○議長（加藤弘己） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。
では、今のところはいいです。

では、2番目の学識経験のある者、市民代表の選考基準をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

これまでの都市計画審議会の委員の選考方法につきましては、学識経験のある者として豊富な経験と高い見識を持ち、専門領域に精通する者から選考させていただいております。現在の委員の方でいきますと、湖西市の商業及び工業に精通する方として湖西市商工会、社会福祉全般に精通する方として湖西市社会福祉協議会、それから湖西市の農業に精通する方としてJAとびあ浜松及び静岡県市町の広域的な行政に精通する方として静岡県議会議員の方から選考させていただいております。また、市民代表の方につきましては湖西市自治会連合会及び浜名湖青年会議所の方の中から選考させていただいております。

これからの選考方法につきましては現在検討中ではございますけれども、社会情勢の変化に柔軟に対応した持続可能なまちづくりを推進していくため、従来の選考方法にとらわれることなく、また委員に偏りが生じないような選考に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。

1点目、2点目の質問を通してもう一度ちょっと質問させていただきたいんですけども、私も今回、都市計画審議会のメンバーです。2月3日に令和2年度の第1回の会議が開催されまして、そこで会長の選出等も行っておりますが、その時点では今回のようなしっかり議会で審議してからでないという情報提供ができないということかもしれませんが、今回の条例改正について触れられることはありませんでした。また、施行日は令和3年4月1日となっていますけれども、現在の任期は令和4年の5月31日までとなっております。

これらのことを踏まえまして、どういったように

スケジュールを考えていらっしゃるのか、取りあえず条例の一部改正は行っても現状で行くのか、それとも任期途中でも総数っていうほうに重きを置いて見直しをされるのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

現在、委員の方は任期途中になっておりますけれども、今回、条例改正をさせていただいて直ちに委員の構成を変えるというのではなくて、現在、任命させていただいている委員につきましてはしばらく、任期中は継続していただくということで、13人という総数の規定については変わっておりませんので、委員の方は任期中は任命された以上はやっていただくということになると思います。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしたら別に施行日が任期いっぱいでもよかったのではないかなという気もしいではないんですけども、どうなのでしょう。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

任期でいきなり委員を替えるというよりも、事前に条例によって改正をした上で委員の選定を行っていくという形を取りたいということで、今回、改定をさせていただいております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました、御答弁ありがとうございます。これで終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸です。私のほうからも議案第34号についてお伺いをしたいと思います。

2点ほど通告をさせていただいておりますけれども、2点目の審議会の委員の選出についてはおおむね理解ができましたので取り下げて1つ目だけ伺いたいと思います。

委員の構成につきましてですけれども、学識経験のある者に加えて関係行政機関または静岡県の職員というふうに追加がされているわけなんですけれども、私の理解不足がよく分からないんですけども、こういった関係行政機関の方ですとか静岡県の職員というのは学識経験者の中に含まれるのではないかとこのように思っていたわけなんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

〔都市整備部長 土屋守廣登壇〕

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令がございます。その第3条2項に、学識経験のある者及び市町村議会の議員の中から市町村長が任命する者のほか関係行政機関もしくは都道府県の職員または当該市町村の住民のうちから市町村長が任命することができるとなっております。

学識経験のある者につきましては、先ほどの神谷議員にも答弁させていただいたとおり、豊富な経験と高い見識を持ち、専門領域に精通する方というふうに考えております。それから今回追加になります関係行政機関または静岡県の職員につきましては、都市計画や道路交通などに精通した方を想定させていただいております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 今の御答弁でますます分りにくくなったんですけども、関係行政機関の方ですとか静岡県の職員は豊富な学識を持っておられる方々に包含されるのではないかっていうふうに思うわけなんですけれども、これはちゃんと区別がしてあるものなんですか、そこだけ確認して終わります。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

明確な区別というとなかなか難しいところがございますけれども、関係行政機関または静岡県職員というところで行くと、他市の事例とかも見ますとやはり関係行政機関は警察の関係とか国の関係、国土交通省が主になると思いますけれどもその方とか、それから静岡県の職員というところに行けば土木事務

所の方になっておまして、学識経験というところではやはり商工会とか大学の教授、それから福祉の団体の方などを想定しているものですから、そのあたりについてはやはり行政の関係と別の団体の方とは分けさせて考えていくということで、政令にもそういう形で書かれているということも踏まえて今回は分けて決めさせていただいております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 分かりました。より鮮明、専門性を明確にしてこれからまた湖西市の新しい総合計画が策定される中で、こんなまちにしたいというのがある程度明確になったところでまた改めて人選をされていくのかなというふうに推察をします。期待をしておりますので、よろしく申し上げます。

以上で質疑を終わります。

○議長（加藤弘己） 質問の途中ですが、ここでお昼の休憩を取りたいと思います。

竹内議員、次よろしいですか。

○13番（竹内祐子） はい。

○議長（加藤弘己） 再開は午後1時00分とします。13時00分です。よろしく申し上げます。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

午前中に引き続き、議案第34号の質疑を行います。竹内祐子さん、どうぞ。

〔13番 竹内祐子登壇〕

○13番（竹内祐子） 13番 竹内祐子です。先ほどに引き続き、議案第34号の質疑をさせていただきます。

通告してあるものは、関係行政機関または静岡県の職員を新たに加えようとするが、湖西市独自のものが消されるおそれはないか、加えることのメリット、デメリットを伺います。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長、答弁をお願いします。

〔都市整備部長 土屋守廣登壇〕

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

今回の改正につきましては、主に関係行政機関または静岡県の職員を加えるということですので、減らすということは明記いたしませんので、湖西市独自のものが消されると、湖西市独自のものが何を示すのかということはあるとは思いますが、消されるおそれというのではないと考えております。

加えることのメリット、デメリットにつきましては、先ほどの答弁にもお伝えしましたが、都市計画や道路交通等に精通する関係行政機関の職員が委員に加わっていただけることによって、より専門的かつ中立的な立場で御意見をいただけることが期待でき、人口減少や少子高齢化の進展など社会情勢の変化の中で新たな都市計画決定、または都市計画決定の変更を審議する際により的確な審議が行えることが期待されると考えております。デメリットにつきましては、今回加えるということもありまして今のところデメリットはないものと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 13番 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 私は、先ほどから部長がこのメンバーを加えるということの理由を国土交通省からの運営指針が示されて、市町のフォローアップをするようにそういう専門的な人たちを加えるというよってというのが入ってきたからっていうので、湖西市が目指している持続可能なまちづくりを推進するために都市計画行政に精通した人を追加したいから入れたってというのはそのとき伺ったので十分理解しました。

このことってというのは、早い話が今立地適正化計画をつくっていて、やっぱりその立地適正化計画を推進するためにこういう行政に精通した人を加えて湖西市のまちづくりを目指していきたいという考えなのかなと、まずそこを一回確認したいと思いません。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

立地適正化計画の策定が今回の改正の契機であります。ただ、都市計画決定というのは昔から行っておりまして、これから湖西市をより発展させていくため、持続可能な発展をさせていくためにはより俯

瞰的に見ていただけるような都市計画の専門的な委員、今までも専門的な委員っていう言い方ですとちょっと足りなかったかなというところもございまして、今回、国の指針にも制令にもあります静岡県職員のうちで都市計画に精通した職員とか警察の方とかを入れてより慎重な審議が諮れるような形を取りたいと考えておりまして、今回の改正をさせていただくということになっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） このことでメリットの部分は、そういう人たちの意見を聞けば中立的な立場に立ってしっかりと物事を判断してくれて、湖西市のためになるアドバイスをしてくれるという先ほどのメリットの説明でしたよね、私もそれを希望します。私は反対に、そういう人たちが入ってしまったら国や県の言いなりみたいになっていくまちづくりがされるのではないかっていうふうに反対に心配したものですからその質問をしたわけです。

もう一つ、早い話がこの審議会メンバーの委員が13名ですよ。そこに入っていくんですけども、結局今までの人たちの構成割合、もしこんなふうに割合を決めていきたいっていう考えがあったら教えていただきたいと思えます。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

現在、各項目ごとに委員の数を決めておりますけれども、今回の改正ではその項目ごとの委員の数は撤廃しまして総数13名というのは変わらずということになりますけれども、実際には今回委員の関係行政機関とか県の職員とか加わりますけれども、それについて誰かが減るとかっていうことは現在のところは考えておりませんで、今後の委員の構成を今後検討していきますので、その中でより審議が適切に行えるような委員の構成を考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 湖西市のまちづくりになっていくことですので、やはりしっかりと湖西市の市民の代表、そういうものをバランスよく取り入れていただきたいと私は思っております。

以上で質疑を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で13番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第34号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第17 議案第35号 湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略します。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第35号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第18 議案第36号 湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業の契約締結についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに17番 神谷里枝さんの発言を許します。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第36号湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業の契約締結について質疑を行います。

まず最初に、公募型プロポーザル方式で公募が行われましたが、応募件数をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 環境部長、答弁をお願いします。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

公募プロポーザルでの応募は、落札者となった1件のみでございました。

一般廃棄物焼却炉における基幹的設備改良工事におきましては、設置プラントメーカーに受注することが非常に多くなっております。しかし、設置プラントメーカー以外の事業者が選定される例もあり、競争性を担保した上で事業者選定を実施することが重要であると考えております。

今回の事業者選定におきましても十分に競争性を担保した上で、優れた提案を事業者から引き出した上で本議会への提出に至っていると考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。こういった設置プラントメーカーが大体は応募するところが多いけども、十分競争性に配慮して行いましたよで1件のみでしたという御答弁、分かりまし

た、ありがとうございます。

では2点目に移ります。募集要項における基準金利を0.031%から0.038%に修正されましたけども、その理由をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

今回の公募における基準金利は、公募日である令和2年4月6日における共同通信社より東京時間午前10時にテレレート1万7,143ページにTOKYOSWAP REFERENCE RATEとして発表される6か月LIBORベース10年物、円金利スワップレートの間値により算定した金利と規定させていただきました。こちらはとても複雑で、専門家でなければ把握が難しい金利になっているため、具体的金利を質問事項として市が受けました。事務局におきましてウェブサイトにて確認を行い、0.031%と一旦は回答いたしました。後日、誤りがあることに気がつき、正しい値である0.038%と修正回答をしたものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。大変複雑な資料の中で見るべきところを見誤ったという失礼な言い方になって申し訳ないですけども、まずはそういうことでよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） 誠に申し訳ありませんがそのとおりでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。湖西市としても初めてPFI導入によるこう契約っていうほうに行ったものですから、職員の方も大変御苦労なさっておられたと思います。正式な契約の前にこういったことが判明して、かえってよかったのかと思います。

今後、湖西市としてまたPFI方式を導入するとかいろいろあると思いますので、今回の経験を本当に以降にも生かしていただければと思いますので、情報共有をよろしくお願ひしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて5番 福永桂子さんの発言を許します。5番 福永桂子さん。

〔5番 福永桂子登壇〕

○5番（福永桂子） 5番 福永桂子です。議案番号、先ほどに続きまして36号を質問させていただきます。

まずは、長期間の契約になりますけれども契約先の経営状況の変動による影響も考慮していらっしゃるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 環境部長、答弁をお願いします。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

PFI契約におきましてはPFI事業のみを実施することを目的とした特別目的会社を株式会社として設立させ事業実施させることが通例となっております。

この特別目的会社は、優先交渉権を得た提案グループが出資して設立することとなり、今回は代表企業である荏原環境プラント株式会社が100%出資した株式会社こさいEサービスが設立され、同社との契約を予定しております。

株式会社こさいEサービスの経営状況に応じて、親会社である荏原環境プラントからの支援体制が整えられております。さらに、最終段階として金融機関主導による代替企業への引継ぎの体制を取れるよう融資予定金融機関との直接協定を用意しております。これらの手法により、湖西市の一般廃棄物の安定処理を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 5番 福永桂子さんどうぞ。

○5番（福永桂子） 特別目的会社を設立することですね、利潤というか利益は追求しないというそういうことだと解釈しました。

ただ、大変改良工事と運営期間を入れますと23年間という長い長期にわたる契約になるわけですけども、大体PFIはおおむね長期になるのが必然的な部分もあるんですけども、それでもやはりこの長期

にわたる契約のメリットは言えないかもしれない、デメリットというのは湖西市にとってあるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えさせていただきます。

メリットといたしましては、通例、直接市が運営した場合には修繕料等を大きく出費する場合とそうでない場合というような、出費支出が上下することが非常に変動が大きくなります。PFIを利用することによって、それが平準化して支払い等も一定で23年間行けるというのが大変大きなメリットだと考えております。

デメリットにおきましては大変長い期間になりますので、その辺のことは心配されるかもしれませんが、先ほど申しましたとおり親会社である荏原環境プラントと支援体制も4段階に分けていろいろ計画をしております。最終的には、先ほど申しましたとおり金融機関が入って事業主を交代させるというようなことまで今回の契約の中には入っておりますので、デメリット的にはあまりないというふうに今のところは考えてございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） その支援体制を4段階に分けてるとおっしゃってるんですけども、そのところで最初の時点で23年間、物価も上がるでしょうし人件費も上がるでしょう、でも一応契約金を固定させたというふうなことだと思うんですけども、その間に契約金の見直し条項とかそういうものを入れていくというそういう意味ですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

今回の契約の中に、既に人件費でありますとか燃料費、今の基準、どこまでは契約は変わりませんよというところはうたってありまして、それ以上、上下した場合は、当然高くなる場合もありますが安くなった場合も変更するというので契約の中でうたわせていただいております。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 分かりました、よろしくお願

いします。

そして最後なんですけれども、契約時にリスク分担表のようなものを交わしていらっしゃるのか、これからそういうものを交わそうとされるのか、その辺はお聞きしたいです。例えばPFI等なんかで運営が傾いたとき、そういう危険もあるわけですよね。民間は必ず倒産というリスクを抱えておりますし、今回の場合は利益を上げないということで行政と契約会社の信頼性を高めるっていうところがうまくいけばよろしいのかなと思うんですけども、何かやっぱり必ず問題点とか改善点が出てくると思うんですね、この長期期間の契約の中で。そんなときに問題が起これば、お互いさまでやりましょうねというようなななななことにならないように、どちらが責任を取るのかというふうなことをリスク分担表みたいなをつくって、マル・ペケ式でもいいんですけどはっきりさせておくということが必要になってくるんじゃないかなと思うんです。

なぜこれを言っているかという、つい最近どこと言いませんけど奈良県のほうで、結局、焼却炉が長期にわたって原因不明でストップしてしまったことがあるんです。そのストップしたときに何も決めていなかったの、どちらがどうするかとペナルティーを決めてなかったんです。だからすごくもめたというようなこともあるので、そういうことにならないように予防的な措置の一つとしての責任の在所をはっきりさせるというそういうリスク分担表は考えていらっしゃるのかなと思ったんですけど。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

今の契約の中でもリスクの分担は既にしてございます。こういった場合には事業者が持つ、例えば今回の改定に関わらないところで事故が起こった場合については市が持つというような、そういう決めにについてはもう既にしてありますということでお答えさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 具体的なことはここでは聞きませんが、しっかりとそういうリスク管理というのは契約時にもされていないといけないな

っていうことをお願いしたいなと思っています。

では次の2番目の質問ですけれども、施工管理等のモニタリングは予定されていますか、またどのように行う予定でしょうか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

今回の事業の実施に当たりまして、事業者にはセルフモニタリングとして自らのチェック体制を整えてもらいます。これに加え、市職員による日常的な確認として報告書のチェックや現場確認を実施し、専門的な分野となる財務諸表のチェックや機器類のメンテナンス状況確認などは廃棄物コンサルタントによるモニタリング業務として委託を行い、三者による万全な体制で臨んでいくという予定でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 三者によると、客観的な第三者の目を入れるということで、それは専門的とかコンサルティングの方とかそういう方が入られるということですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） 来年度以降、委託を予定してございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） すごく大事な点だと思いますので、しっかりチェックがかかることが大切だと思います。

それで日常の管理、確認をしっかりしていくという言葉が行政から聞かれたことは大変いいことだなと思っています。形式的なモニタリングになってしまわないように、やはり行政の心構えみたいなものが必要と思うんです。その点についてはどのようにお考えになっていますか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

改修が終わった後でも今の廃棄物対策課は今の場所にとどまる予定でございますので、現場のすぐ横というか中に廃棄物対策課がございますので、日常の業務については目の届く範囲で管理ができるというふうを考えてございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） しっかりやっていただきたいなと思います。やっぱり一番とても大事だと思うのは、改善点とか問題点が出てきたときにやっぱり民間と一緒に課題解決に取り組むという姿勢だと思うんです。

それともう一つ、民間はほとんど担当は替わってこないと思うんですけど、行政の中はもちろん担当がころころ替わっていくと思いますので、そのときにモニタリングチェックのノウハウや質が落ちないように、必ずきちんと引継ぎをしていくということをお願いしたいなと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で5番 福永桂子さんの質疑を終わります。

続いて2番 加藤治司君の発言を許します。2番 加藤治司君。

〔2番 加藤治司登壇〕

○2番（加藤治司） 2番 加藤治司です。同じ議案第36号ですけれども、今回こさいEサービスの契約金が約194億円と高額でありますけど、その契約金の精査はどのような方法で実施したのか参考のために教えてください。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

今回の契約に当たりまして、平成29年度より廃棄物コンサルタントである一般財団法人日本環境衛生センターへ委託業務で事業費の概略、費用対効果などを検証してまいりました。その結果、事業費の上限額を定め事業者選定を行い優先交渉権者の選定に至りました。優先交渉権者との契約交渉におきましても、同じく一般財団法人日本環境衛生センターの助言の下、契約内容を精査して仮契約に至っております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 答弁ありがとうございます。今の答弁だと、日本環境衛生センターですか、そのコンサルを受けて進めてきて契約も進めたということで、めったにない仕事で、中身も相当高度な知

識が必要だということでそういうコンサルを利用されたということで分かりました。

2番目ですけれども、基幹的な設備改良工事と長期の包括運営委託事業、大きくその2つに契約が分かれていますけれども、その概略金額をできましたら教えてください。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

今回の事業費の内訳といたしましては、令和3年度から令和5年度の基幹的設備改良工事として約62億円、令和3年度から令和25年度までの23年間に及ぶ長期包括運営事業として約132億円、合わせて194億円超の契約金となっております。

また、国からの交付金、補助金は焼却施設に関しまして環境省所管の二酸化炭素排出抑制対策補助金として約22億円、リサイクルプラザの長寿命化に関しまして同じく環境省所管の二酸化炭素排出抑制対策交付金として約3億5,000万円、汚泥受入れ設備に関しまして、国土交通省の社会資本整備総合交付金として1億6,000万円、合計27億円余りの交付金を見込んでございます。また、市債といたしましては約30億円を見込んでおります。

ちなみに交付金、補助金の対象となりますのは工事のみで、長期包括運営事業に関しましては、市一般財源により対応してまいります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） ありがとうございます。設備のほうで62億円、あと運営のほうで132億円、国からの補助金が27億円程度ということで、そうすると実質的には194億円から27億円、167を20年で割ると約年間6億円、23年、ということは約月々5,000万円程度の運営費が発生するというので、そこら辺が一般財源から拠出されるということは、今の浜松市のほうへ委託してるのが幾らか、ちょっと私今記憶にありませんけれども、そういうものに比べてもPFI事業で進めてる今回の総費用はメリットがあるということで考えていいんですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

実は、建設費については先ほど言ったならずというような形で平均させていただきますが、長期運営のほうにつきましては来年度からリサイクルプラザの運営が始まります。焼却施設につきましては、令和6年度、令和5年度中からになりますので令和3年から5年間の3年間とそれ以降の20年間につきましてはちょっと違った金額といたしますか、令和6年度からのほうが大きな金額というような形で分割をさせていただいております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 実際に稼働して運営が始まったときのほうがそれは費用が多めに発生するという理解をしました。2番は了解しました。

3番ですけれども先ほどの議員と同じような内容になりますけれども、全てこういう連続稼働するものについては長期的な補修とか機械の故障とかそういうものは必ず発生すると思うんですけども、そういうときにあまり長期になりますとごみがたまって非常に大きな問題になると思うんですけども、そういう長期的な停止、理由はとにかく長期的に稼働できないときの対応策というのは包括契約の中に入っているのでしょうか、それをお聞きしたいです。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

リスク管理におきましては、事業者募集における要求水準書等で市と事業者のリスク分担を図っております。

焼却施設に関しましては、保守点検はもちろん機器部品類につきましても修繕費や故障時の復旧費用は事業費に含まれております。したがって、事業者が性能要求を満たしていない場合の対応として受入れができない処理対象物をほかの廃棄物処理場まで運搬し、処理する費用は全て事業者の負担としてございます。

また、自然災害や長期における停電など不可抗力により処理ができない場合の代替措置にかかる費用は、市が負担することとなっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） いろいろ細かく契約の中に入

っているということで安心しました。

今後の中で、予測としてどのぐらい市内全体のごみが持ち込まれて、それが処理されないので行くと何日、例えば1週間ぐらいは挽回可能であるとかそういうのもまた検討していただいて、いろいろリスクに備えるっていうかそういうことを明確にしていって、管理運営上のリスクをなくしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で2番 加藤治司君の質疑を終わります。

続いて11番 吉田建二君の発言を許します。11番 吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。今までに同僚議員の質疑に対する答弁で大方を理解いたしましたが、1つ確認をさせていただきたいと思えます。

私は契約額の内容についてということで、今の答弁いただいた中で基幹的設備の改良工事の金額だとか長期包括運営委託の事業費は分かりました。もう少し大ざっぱな金額で結構ですけども、それぞれの改良工事の内訳、こんなものとこんなものがありますよとか、あるいは包括についても最初の部分とかその後の20年間とかいろいろ大ざっぱに分かれています。参考資料の99ページにも資料があるものですから、そこら辺とちょっとにらめ合わせながらそこら辺の内容についての説明がいただければと思えますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

99ページの内訳と少し違っているかもしれませんが、基幹的設備改良工事約62億円の内訳といたしまして、大きく分けまして焼却炉の再稼働工事として約50億円、リサイクルプラザの延命化工事として約8億円、汚泥を混焼するための汚泥供給設備に約4億円となっております。

長期運営の委託約132億円の内訳といたしましては、先ほども前議員のところで申し上げました令和

3年度から令和5年度までの3年間につきましては年間約2億5,000万円、それから焼却炉も稼働することとなります令和6年度からは20年間約6億2,000万円となっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 内容よく分かりました。了解をいたします。

これで質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第36号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員です。したがって議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第19 議案第37号 令和2年度浜名湖西岸土地区画整理事業に係る河川付替工事（5工区）の契約の一部変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第37号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第20 議案第38号 市道の路線の廃止についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第38号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第21 議案第39号 湖西市基本構想の策定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに10番 佐原佳美さんの発言を許します。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。議案第39号 湖西市基本構想の策定について質問いたします。

質問の要旨です。2040年の湖西市の理想の姿を示す1、K O S A I 2040はじめ4、土地利用構想までの内容は多くの議員がこれまで一般質問等で提案してきたものですが、遅々として進まなかった課題でもあります。実践計画で具体的取組が示されると思えますが、4、土地利用構想の最後にのみ具体的な方針については次の計画により示しますと5つの計画が記載されております。ほかの1から3のそれぞれの計画が記載されていないのはなぜでしょうか。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

〔企画部長 鈴木 徹登壇〕

○企画部長（鈴木 徹） お答えをいたします。

土地利用構想につきましてはひとの交流、自然との共生、業（わざ）の創造を基本とし、地域の特性を活かし中長期的な視点から土地利用のあるべき将来像を示しております。土地の利用、開発、整備については都市計画法等の法令や基準等の制限が多く、法令などに基づいてより具体的に策定している計画を記載し、詳細について案内をしております。

1のK O S A I 2040については、理想とする将来像、理念を示した部分です。2のR o a d t o K O S A I 2040は、持続可能な発展につながるまちづくりを進めるためのキャッチフレーズでございます。3番は将来人口ビジョンとなります。

1から3までのパートについては、市政全般にわたり計画を絞り込むということはなかなか難しいことから、施策との関連をより明確にするため、実践計画の中で個別の計画を明記する予定でおります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。2、3につきましてはなかなかキャッチコピーとか人口ビジョンというものについては計画というような形

のものは示しにくいとは思いますが、それと実践計画のほうも資料として議員としていただいておりますので、その中にそれぞれあるのかなということは先ほど前置きもしましたが、見てみました。

基本構想の内容は今申し上げたとおり、市の課題解決に向けた構想で異論を唱える内容は一つもありません、もちろん。1のK O S A I 2040の安心して暮らすことができるまちの実践計画を見ますと、2021年から2025年までの1期の重点施策、重点基本事業は公共交通とされています。これは今基本構想のことでありますけれども、実践計画で示すということなのかなと思って見ておきましたが、公共交通と示してありました。1期最後の2025年は団塊の世代が全て75歳を超えるときです。そして、総合計画最終年の2040年は高齢者人口がピークで、その後、高齢者数の減少が始まる時です。高齢者が安心して暮らせるまちづくり地域包括ケアシステムは、2025年までに構築することが急務です。かつて2015年問題と言われて、団塊の世代の方たちが65歳を迎えるときがすぐ高齢者の問題が噴出するであろうと思われておりましたが、おかげさまで日本国民の健康寿命というのが延びて65歳ではそれほど大変な介護状況ではなく、その10年後の後期高齢者の75歳の2025年に今焦点が当たっているわけですが、その部分で見ますと実践計画の中で地域包括ケアシステムは認知症の方の保護活動、オレンジネットワーク登録のみを基本としてK P Iの評価の対象としていますけれども、これはとても違和感を禁じ得ません。また、災害意識に関しても南海トラフ巨大地震や豪雨災害はいつ起きても不思議ではない状況の現在、危機感を感じている構想が見えません。

基本構想といえども、リアルな記述が必要に思いますが、理念ですとおっしゃられましたけれどもこういうところで示すということはあってもいいかと思うんですけど、再度、同じ繰り返しになるかもしれませんが御意見ありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（鈴木 徹） お答えをいたします。

基本構想部分につきましては、皆さんのお考えの

中ではよりもう少し細かくあったほうがいいんじゃないかとか、理念とか各計画の軸になる部分ですのであまり細かなくてもいいんじゃないかとかそれぞれいろんな御意見があるとは思いますが、まずはうちの基本構想、その部分については中心となる部分、理念とかキャッチフレーズとかあと一番大事な人口ビジョン、その辺に焦点を当ててまとめております。細かい部分については、実践計画の中でまた絞ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ぜひともよろしく願いいたします。

実践計画では施策にSDGsの17のゴールを照らし合わせて示しています。そこに記載されているように、実践計画のほうの資料ですけれどもSDGsは2030年が達成期限です。この総合計画も早期に構想が実現できるよう期待しておりますので、詳細な計画を実践計画で立てて進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（加藤弘己） 以上で10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

続いて9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○議長（加藤弘己） 9番 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。私のほうからも議案第39号です。基本構想についてお伺いしたいんですけども、本来この議案については付託議案ですので私のほうからは、中身は付託をされておりますので総務経済委員会のほうでしっかりと審議をしていただきたいと思いますけれども、そもそものお話を伺いたいと思っております。

平成23年に地方自治法が改正をされて、策定が任意となった総合計画の策定ですけれども、あえて今回また策定をされるっていう目的についてお伺いをしたいと思います。お願いします。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

〔企画部長 鈴木 徹登壇〕

○企画部長（鈴木 徹） お答えをいたします。

地方自治法の改正に伴いまして、現在では基本構想の策定が地方公共団体の自主的な判断に委ねられることになっております。改正当時、多くの自治体で総合計画の必要性について議論をしたと認識しております。現在、様々な個別計画が多く策定する中、各自治体において市の総合的かつ計画的なまちづくりの軸となる計画の必要性を認識し、地方自治法改正後も多くの自治体で総合計画を策定しております。本市におきましても職住近接をより一層推進し、持続可能な発展につながるまちづくりを進めるための最上位計画としての位置づけとなる総合計画の策定をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 9番 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 御答弁あったように各種の個別の計画がありますが、ひいては最上位にある総合計画に基づいて個別計画が組み立てられていくということで理解をいたしました。

2つ目の質問に移りたいと思います。

○議長（加藤弘己） どうぞ。

○9番（楠 浩幸） 先ほど同僚議員からも2030年、2040年というような年号があったわけなんですけれども、目指す姿を2040年に設定したというその根拠をお伺いしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（鈴木 徹） お答えをいたします。

右肩上がりの社会経済情勢から人口減少、少子高齢化へと社会の環境が変容する中、どこにターゲットを設定するか検討いたしました。2040年は人口層の厚い団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢化のピーク期を迎え、労働力不足の深刻化、年金・医療など社会保障費の増大が予測され人口構造、社会構造の転換期と言われております。

今回の総合計画は人口減少、少子高齢化対策をメインテーマとしておりますことから、現在と大きく生活、社会が変わる2040年を見据え、今から何をすべきかを計画していく構成としております。人口の数字だけにとらわれずに、目指す姿に近づくよう計画を実行していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） やはり人口減少、少子高齢化の節目というふうに言われているわけなんですけれども、それが湖西市にとってどのような影響になるのか、それについてこれから個別の計画が立てられていくんだろうとは思いますが、その根幹となるこの少子高齢化、人口減少によってどういう社会になるから基本構想に述べられている社会を2040年までにつくらなきゃいけないんだっていうようなそういう思いですとか覚悟を含めてお話を頂ければありがたいです。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（鈴木 徹） 先ほどの話と一部重なる部分もあるんですが、やはりこの2040年、団塊のジュニア世代が一斉に65歳以上ということで、当然それに合わせて、当然その方たちの年金の原資であったり生活していく部分、そういったものを若い世代で支えていくということで、あらゆる部分にその高齢化問題というのが影響してくると。そういったことを当然本市は働くまちというイメージも非常に大きくて工場なんかも多いところなんです、やはりそういったところの労働力の不足っていうのも、減ってくれば当然本市の財政にも大きな影響が出てくるということで、この団塊ジュニア世代、65歳以上となる2040年、ここが及ぼす影響というのは単に高齢化という部分だけでなく非常に市政全般に影響を及ぼしてくると。それを少しでも解決するためには、やはり今職住近接をやっておりますが湖西市を選んで住んでいただく、湖西市に若い世代に来ていただいて子供さんを育てていただいて、またその子供さんが湖西市で働きたいと思ってもらえるような市をつくっていくことがやはり湖西市をこれから持続可能なまちとしてつなげていくと、そういったことからやはりこの2040年というのが一番の節目として捉えて、そこまでに少しでも人口減少を抑えていく、減少幅を少なくしていく、人口が減っていくというのはこれは日本中確実に分かってることですので、その減り具合を少しでも解消していくそのための計画ということで立てております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 分かりました。もちろん高齢者の皆さんにも住みやすいまちであらないういけない、だけれどもそこを下支えしてくれる若い世代がしっかりと湖西市に根づいてもらって住み続けてもらうための基本構想っていうふうに理解をすればよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（鈴木 徹） そのように捉えていただいていると思います。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） よく分かりました。大分これから個別の計画とか立てられるかと思えますけれども、その人口減少、少子高齢化はもとより若い世代の皆さんに根づいてもらうための計画、立案、しっかりと期待をしておりますのでよろしく願います。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

質問の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。竹内議員、よろしいでしょうか。

○13番（竹内祐子） はい。

○議長（加藤弘己） それでは、暫時休憩といたします。再開は14時15分とさせていただきます。

午後2時04分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続き、議案第39号の質疑を行います。竹内祐子さん、どうぞ。

〔13番 竹内祐子登壇〕

○13番（竹内祐子） 13番 竹内祐子。議案第39号について質問をいたします。

1つ目、それぞれの理想の考え方、安全・安心なまちづくりの中でまちづくりを自分ごととして考えようたっていますが、どのような検討をしてこの表現に至ったのかお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

〔企画部長 鈴木 徹登壇〕

○企画部長（鈴木 徹） お答えをいたします。

議員御指摘の箇所でございますが、理想の姿「安心して暮らすことができるまち」に向けて考え方を示したパートになります。「まちづくりを自分ごととして考え、防災・防犯を意識した安全・安心なわがまちを実現します」と記載しております。

総合計画の策定に当たり、市民ワーキンググループ、総合計画審議会等でいただいた御意見の中に、行政の助けである公助、地域のつながりの共助だけでなく、自分の身は自分で守るという自助の意識の重要性、また防災・防犯の分野だけでなくまちづくりはそこに暮らす住民が自分ごととして考えることが重要との御意見をいただきました。

市民ワーキンググループや総合計画審議会、また会議以外にも書面による意見聴取等を経て、「住民の手によるまちづくり」や「わがまちに愛着が持てるよう自らの行動を」などの意見を伺い明記することとしました。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 13番 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 立派な人たちが集まったところからの御意見をいただいて、まちづくりは自分ごととして考えていきたいと思いますというふうにとまめたということでした。それが本当に実践できるようになるといいと思います。

2番目、土地利用構想の土地利用の基本方針、自然との共生の内容を考える上で、太陽光パネル設置による自然・景観破壊についての議論はされたのかどうか伺います。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（鈴木 徹） お答えをいたします。

土地利用構想では、拠点となる地域やエリアを設定し、ひとの交流、自然との共生、業（わざ）の創造の基本方針を定めております。

議員御指摘の自然との共生のパートでは、自然景観に配慮したまちづくりや自然資源を活用したまちづくりなどをうたっております。こちらは全体的な土地利用の基本方針ですので、太陽光パネルの設置といった個別具体的な事案については記載しておりません。

市民ワーキンググループや総合計画審議会において太陽光パネル設置の問題点は定義され、議論もいたしました。その上で、豊かな自然環境を保全していくといった基本的な考え方として反映しております。

なお、太陽光パネルの設置については条例化を含めて現在検討しているところであります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 話合いの中で、湖西市の豊かな自然を守っていくという話合いがしっかりされていたということで、今後、太陽光パネル設置についての条例もできてくるということですので、そこは期待したいと思います。

分かりました、以上で私の質疑を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で13番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第22 議案第40号 令和2年度湖西市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに10番 佐原佳美さんの発言を許します。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。議案第40号 令和2年度湖西市一般会計補正予算（第11号）について質問させていただきます。

最初に歳出の自治会費、宝くじ助成事業の一部不採択の理由は、建設補助金250万円を受けられなかった自治会の事業内容を教えてください。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

〔市民安全部長 小林勝美登壇〕

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

令和2年度におきましては、2つの自治会より要

望のありました一般コミュニティ助成事業につきまして、静岡県を通して自治総合センターへ申請を行い1事業が採択、1事業が不採択という結果でございました。

不採択の理由でございますが、申請内容に問題があったわけではなく、自治総合センターの補助金の枠の関係から例年申請に対しまして半分程度の採択となっているものでございます。

今年度、不採択となった自治会と事業内容につきましては白須賀第6自治会の山車の整備であります。

なお、この事業につきましては令和3年度の採択に向けて湖西市の実施優先順位1番目の事業といたしまして、令和2年9月に静岡県を通しまして自治総合センターに対して既に助成の申請を行っているところであります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。令和3年度には採択の枠に入るといいなと思います。

では次、歳出です。民間保育所助成事業費の保育対策事業費960万円の増額補助の内容を病児保育開始費用、国の単価改定それぞれの説明をお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

保育対策事業補助金960万円は、保育対策事業への補助金600万円と保育環境改善等事業への補助金360万円でございます。

保育対策事業は国が定める要綱に基づき、民間保育園及びこども園が実施する延長保育や一時預かり保育、病児保育等の事業に対して補助するものでございますが、国の要綱の一部改正により一時預かり保育の補助基準額が増額となったこと、そして今年度は実施しない予定でございましたなぎさ保育園と吉美風の子保育園の病児保育が実施できることになったことにより増額をするものでございます。

また、保育環境改善等事業は、国の第3次補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症対策として、マスクやアルコール消毒液といった衛生用品等の購入に対して補助をするものでございますが、増額した全額を令和3年度予算へ繰り越して活用いたす予定

でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） すみません、最後のほうがうまく聞き取れなかったんですけど、アルコールとかの衛生用品というのは国の単価改定というところの答弁ですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

マスクやアルコール消毒液ということにつきましては、保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援ということでございますので、こちらは国の要綱の単価の改定、そういったことは直接関係しているものではございません。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。保育対策事業費はなぎさ保育園と吉美に新しくできた小規模保育園ですか、その病児保育に600万円、それと衛生用品も含めてということですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

まず保育対策事業への補助金600万円というのが、こちらが補助基準額、単価の改定に伴うものでございまして、特に補助基準額の改定は一時預かり保育に対する補助基準額の改定に伴う増額でございます。そして、同じくこの保育対策事業へはなぎさ保育園、吉美風の子保育園の病児保育分が増額ということになっていくということでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました、ありがとうございます。

では次の歳出、健康福祉センター管理運営費、県西部健康福祉センター浜名分庁舎移転のための健康福祉センターの改修費627万円の内容を伺います。県の負担は250万円があるというのは議員全員協議会等の資料で伺ってはおりますが、よろしく願いいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

改修工事につきましては、大きく分けて3つの工事となりますが、1つ目は健康福祉センター内北側

部分の旧機能回復訓練室を事務所として使用するための手洗い場の撤去及び天井、壁、床等の補修工事であります。2つ目は、旧機能回復訓練室に隣接する旧休憩室の床畳部分がありますが、そちらを撤去した上で壁や扉を設置し、会議室として使用するための工事、3つ目でございますけれども旧機能回復訓練室用トイレ・シャワー室がございますが、そちらを相談室として使用するために中にあります便器・シャワー設備等の撤去工事となります。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。浜名分庁舎が同じ庁舎内に入っただけということと、県との連携がさらに強化されて市民に便利で迅速な対応ができることを期待しております。ありがとうございます。

では次に参ります。歳出の廃棄物対策費です。ごみ袋の配送方法見直しとごみの収集運搬業務において、不用となった印刷製本費1,525万円と委託料381万円の説明をお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上 恵資） 説明いたします。

印刷製本費の減額につきましては、ごみ袋の印刷製造に関する発注仕様を見直したことにより減額となったものでございます。

仕様の見直しの内容につきましては、ごみ袋の販売店への配達費用を含めた単価で契約していたものを、ごみ袋の印刷製造費のみの単価といたしました。このため、販売店への配達業務を職員が行うこととなりましたので新たに必要となった経費もございますが、契約差金もあり、かなりの費用が削減できたものでございます。

次に、湖西地区と新居地区の家庭系一般ごみの収集運搬委託業務については、両地区合わせて年間約3億円弱を要しております。令和2年度の業務委託料につきましては、契約差金が約381万円発生したことにより不用額として減額するものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） すごい高額な削減ということでうれしい努力だと思うんですけども、この配送

費を市役所で行うということで印刷屋さんに頼まなくしたということで、多少の市庁舎内の負担はあるものの大きく1,525万円の削減ができたということですが、この体制の発案と申しますか、これでやれるということはどのようにして出てきたんでしょうか、とてもいい実績だと思いますので教えていただければと思います。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

かなり以前の話にはなるんですが、印刷をしております業者に印刷の製造費、それから配達のコスト、どのぐらいの費用案分ですかというようなことを聞いたことがあるそうです。そのときに、配送費用が二、三割はかかっているよということをおっしゃったということで、それでしたらその二、三割のところを自前でやれば大分費用の削減ができるんじゃないかということで、職員のほうで考えて今回実施に至ったものでございます。

それから先ほどお話をしました余分にかかった費用といたしましては、ごみ袋の在庫をするための倉庫の保管料、こちら約70万円ほどかかっていますがこちらをほかの手数料で支払いをしております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。やはり業者さんとの常にいろんなコミュニケーションと申しますか、そういう日頃の業務の積極的な取組の中から案分を聞かれて新たな仕様にしたところは大変に評価できると思います。ありがとうございます。

あともう一点の381万円の委託料の減額は、契約差金、入札差金と3億円の事業のということですがこれもこれは何社やっていて、差金割合と申しますかそれは同じ程度でしょうか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

ごみ収集委託につきましては湖西地区1社、新居地区1社の2社で契約をしております。

湖西地区の予算額につきましては1億8,871万6,000円、実際の契約額が1億8,623万8,800円、差

額が247万7,200円、落札率としましては98.7%となります。

新居地区の予算額が9,515万8,800円、契約額が9,382万5,600円、差額が133万3,200円、落札率が98.6%ということではほぼほぼ同じような落札率となっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました、ありがとうございます。

では次の歳出の畜産関係経費です。畜産業者の施設整備費、国庫補助金が6億5,009万3,000円と大変な額なんです、その内訳を教えてください。それと、この業者さんは何件なのかということもお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

本事業は、事業実施主体であります満映牧場株式会社が国の令和2年度第3次補正にて予算化されました畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業を活用し、太田地内にて酪農業を行うための施設等の新設をするための費用の一部に対して補助をするものでございます。

具体的には、牛の乳を搾ります搾乳施設の建築費が3億1,200万円、回転式ロータリー型の搾乳機械設置購入費が8億1,715万6,000円、それから堆肥舎の建築費が1億3,300万円、堆肥の攪拌用のスクリー型機械が3,800万円、それらが補助対象となっております。合計13億18万6,000円、この半額を補助するものとなっております。

それから、先ほど言いましたように補助する団体につきましては1団体ということになります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ちょっと聞き漏らして申し訳ありません。一番最初の3億1,200万円が搾乳舎ですか、その次の8億の項目が何か、機械というのは分かったんですけどもう一度その2点をお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） では再度、繰り返させて

いただきます。

乳牛の乳を搾る施設の建物、搾乳施設建築費が3億1,200万円、それから牛の乳を搾る施設自体が、それを回転式ロータリー型搾乳機械と先ほど伝えさせていただきました。回転式ロータリー型搾乳機械の設置購入費が8億1,715万6,000円になります。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。これは全部国の、事業費の半額ですが市からは出てないんです、出てませんね、市からは補助はしてないということによろしいですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 一応歳入のほうで、県からの支出金という形で同額を計上させていただきまして、その同額を補助金として支出をするという形になってございます。市のほうで持ち出すお金という形のものはありません。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。経営が安定してお乳が搾れて農業として成功できるかというと思います。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

続いて17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第40号について、通告書に従いまして質疑させていただきます。

最初に歳入、22款1項18目におきまして減収補填債の金額の根拠をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えをさせていただきます。

減収補填債はまずは普通交付税を算出するに当たり使用する基準財政需要額を基に算出した標準税収入額というものがございます。それと実際、今年度市が歳入見込みの差を引いたものが減収見込額として借入れできる地方債で、今回、補正予算のほうに

8億2,000万円ほど計上させていただきました。

この8億2,000万円の内訳としましては、法人市民税の法人税割の減収分を7億円、またこれは特別なんですけど今年度に限り新型コロナウイルス感染症の影響で特例的に借入れ可能とされたものがございまして、その1つに地方消費税交付金、これも減収しておりますのでこれが1億円、それと同じく特例的に市たばこ税の減収分、これを2,000万円と見込みまして合わせまして8億2,000万円としたものであります。

なお、借入れに当たりましては公的資金が当たりますので低い金利で借り入れることができます。償還期間につきましては20年、3年を据置きとしまして後年度の元利償還金については交付税算入がございまして。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました、ありがとうございます。

では次に移らせていただきます。同じところですけども、調整債の金額の根拠についてお伺いします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

今度は調整債、これにつきましては法人市民税の皆さん御存じだと思いますが法人税割の税率の引下げ、それに伴う影響額に対して借入れができる地方債でございまして、今回1億8,000万円を計上させていただいております。

法人税率につきましては、平成26年度と28年度に税制改正に伴い税率が最初は12.3%であったものが9.7%、そして今回6.0%まで下げられました。この減収見込額から下げられた分、法人事業税交付金というものが県のほうから交付されますが、その増収見込みを引いた額について可能でありますので、これも先ほど国の算定様式に基づいて算出した借入れ可能額、これは4億3,600万円でございます。ただ、4億3,600万円丸々借りるのもいかがなものかなということがありまして、中長期的に財政運営の視点を持ちつつ短期的な資金確保を図るために、今回調整債を4億3,600万円のうち1億8,000万円とさせていただいたものであります。

なお、これも先ほどと同様、借入れに当たりましてはこちらは今度は民間資金となります。これも償還期間は20年、3年据置きということ、あと先ほどは交付税措置がありましたけどこちらについては交付税措置はございません。以上であります。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。こちらのほうの借入れについては、何に使ってもいいという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） これは一般財源的な扱いでいけますので、そのとおりです。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました、ありがとうございます。

では次の質問に移ります。よろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 歳出、2款1項17目です。当初予算は300万円であったと思いますが、減額219万3,000円に至った経緯をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

文化の香るまちづくり事業補助金につきましては、予算編成時点で補助金申請についての事前相談があった15事業300万円分を予算計上させていただいておりました。令和2年度における補助金の募集を行ったところ、12事業、補助金申請額210万7,000円の応募がありまして、審査の結果、全ての事業を令和2年4月に採択いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症によるイベントの自粛要請や感染拡大防止対策が困難なことなどの理由によりまして、7事業130万円の補助金の辞退及び取消しの申出がございました。このことによりまして、令和2年度における当該補助金の交付決定額は5事業80万7,000円となっております。

以上のことから、予算額に対する差額の219万3,000円を減額補正させていただくものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました、ありがとうございます。

ございます。

次に移ります。次、4款1項1目で先ほど同僚議員がお聞きしましたその答弁の中でちょっと分からなかった点があるんですが、3つの工事を行いますよ、その中でトイレ・シャワー室を改修して相談室に使うっていうことでしたけども、これは浜名分庁舎ではなくてこちらのほうで何か相談を行うってような事業が起きたと思うんですけども、子供母子相談とかそういったものに使うということではいいのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

こちらの旧機能回復訓練室のトイレ・シャワー室につきましては、浜名分庁舎が使用する予定の部屋の奥にあります。ということで、浜名分庁舎のほうの業務の中に精神の関係の相談等もありますので、そちらのほうでも密閉されたというんですか音が聞こえないような形で相談室が欲しいということであったものですから、ちょうどそのトイレが適所ではないかということで、そちらのほうは現在使っておりませんので便器等を撤去しまして相談室として改修するということでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そこは分かりました。

議員全員協議会の資料等によりましては無償貸与とか光熱水費は相当額の徴収っていうことになっていきますので、負担していただくに当たりまして案分する方法とかそういったものは決められているのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

使用料といいますか光熱水費等は一応浜名分庁舎のほうから応分の負担をしていただく話は進めております。そちらのほうにつきましては、覚書という形で今話を進めておりまして、基本的には面積案分で負担のほうはお願いする予定でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。では次に移ります。

○議長（加藤弘己） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 4款2項1目です。先ほども同僚議員がお伺いをしておりまして、配送方法を見直した結果、1,525万円もの減額ができるっていうことですが、それに代わって今度は配達するような人も必要になってくると思うんですけども、どういった対応をなされたんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

配送につきましては、昨年度から同じ人数で契約してございます会計年度任用職員4名で当たっております。こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり昨年と同じ人数で仕事をやりくりしてということで、何とか仕事の空けた時間に配達していただくというようなことでやっております。

それから、発注ですとかそちらのほうの管理の業務につきましては、この発案をしました職員が中心となってそういった事務的なことをやっております。ですので、職員の人数の増というのは全くなしということでやっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。費用対効果がすごく上がっていくというふうに解釈いたします。ありがとうございます。職員の方もすばらしいアイデアだと思います。ありがとうございます。

同じところの2点目で、ここも先ほど同僚議員が伺っておりますけども、一般廃棄物収集運搬業務委託料の減額って今まであまりなかったように思うんですけども、何かこれって契約方法が変わったりとかそういうことがあったんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

すみません、昨年度補正に上げたかどうか記憶がないんですが、契約の見積りの仕方ですとか契約の仕方は昨年と変わっておりませんので、多分昨年もほぼほぼ同じぐらいの減額があったのではないかなということで考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。一般

廃棄物処理云々というのは、特命随契といいますかそういった契約でやってたと思うんですけども、そこら辺は変わってないわけですよね。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） 議員おっしゃるとおり変わっておりません。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました、ありがとうございます。

同じところになりますけども、ごみ処理施設管理運営費において、今年度は不用ゆえに委託料と工事請負費を減額補正扱いとするということですが、理由をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

ごみ処理施設管理運営費において、減額の対象としているのは旧環境センター解体工事の工事請負費は9,537万8,000円、解体工事の発注支援及び施工管理に係る委託料が500万円の計1億37万8,000円であり、どちらも令和2年度から令和3年度の2か年にわたる事業であり、今年度の当初予算において債務負担行為の設定をさせていただいております。

工事請負費については、令和2年度当初予算編成時点においては工事総額を約6億円とし、令和2年度の支払いを全体の30%の約1億5,000万円、令和3年度の支払いを70%の約3億5,000万円と見込んでいたところ、入札の結果、工事総額が約2億7,000万円となったこと及び受注者との調整により令和2年度の支払額の見込みが全体工事費の約20%である5,500万円となったため、差分を不用額として減額するものでございます。

委託料につきましては、当初は業務総額1,980万円、令和2年度の支払いを全体の50%で990万円、令和3年度の支払いも同じく50%で990万円と見込んでいたところ、契約段階で業務総額が1,705万円となったこと及び工事の施工状況により令和2年度の支払額の見込みが全体工事費の約28%である490万円となったため、差分を不用額として減額するものでございます。

なお、今回の補正減額につきましては設計施工一

括発注という形式で発注していることから、予算編成時の見込みと実際の工種や工程に差異が出たことが主な原因であるため、工事の進捗に遅れが出たものではないかと考えております。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。工事に遅れがないということを確認できまして、よかったです。ありがとうございます。

では次に移ります。

○議長（加藤弘己） 環境部長、何か。

○環境部長（川上恵資） 申し訳ありません。先ほど、私答弁の中で工事請負費の令和2年度の編成時の総額を6億円と言ってしまいました。申し訳ありません、5億円の間違いです。訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（加藤弘己） それでは神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。来年度にはきれいになっていくという確認ができました。ありがとうございます。

では次に移ります。4款2項3目です。し尿収集運搬業務委託料の減額2,690万円についてですけれども、収集量が減ったということであったと思うんですけども、当初見積りはいかがであったのかお伺いします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

し尿の収集運搬業務の委託料の予算額は見積りではなく、原価計算方式により市が積算して算出しております。令和2年度の予算額算出においても、市内3事業者による収集体制によるものとした同様の積算を行い予算計上いたしました。しかし、令和元年度において下水道区域の見直しや下水道整備の普及により収集量が減少していることから、将来を見据えて業務の安定を保持していくことを目的に外部委員による合理化検討審議会を開催し、並行して市内全域のし尿等の収集運搬業務の見直しを検討してまいりました。審議会からの答申を基に、湖西市合理化事業計画を策定し、年度末までのこの計画に基づいての業者との協議を行い、し尿収集車両を1台減車することができましたので、契約額が減額と

なったものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。この収集車というのはたしか平成31年の3月にも1台減車しているかなと思うんですけども、減車をやって今年度当初に合理化検討委員会の方針に従ってまた1台減車ができたのでこの減額補正に至った、そういうことで現在は3台、2台ですかで収集業務を行っている、その辺お願いします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） 議員おっしゃるとおりでございます。現在は2台ということで運用しております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、この事業に關しましては次年度からはある程度現実に合った数字で予算化がされていくというそういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） 新年度予算につきましては、その形で提出をさせていただいております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。

では次に移ります。歳出、9款1項5目です。当初予算額が399万4,000円でしたけども、280万円の減額に至った経緯をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 危機管理監。

○危機管理監（小林勝美） それではお答えいたします。

本予算は主に地域防災指導員が行う防災出前講座等の活動報償金及び女性防災講座の講師への報償金となります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症により防災出前講座の開催の数が例年よりも非常に減少いたしました。また、女性防災講座も年間3回開催する予定でしたが、全て中止とさせていただきました。

補正額につきましては、女性防災講座の講師報償金を不用額とし全額を不用額とさせていただいて、

またこれに加えまして防災出前講座等の活動補助金につきましては、令和2年4月から11月までの支出実績と令和2年12月から令和3年3月までの支出見込みを算定しまして、不用となる280万円を減額することにしたものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました、ありがとうございます。

では次に移ります。10款2項1目です。GIGAスクールの対応情報機器等購入の入札差金ということですが、これも議会で議決して間もない期間であります。どういう経緯でこのような減額ができるようになったのか、要因をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

GIGAスクール対応情報機器等購入事業につきましては、去る令和2年10月に制限つき一般競争入札を執行いたしました。入札差金が生じた要因としましては、一般競争入札でありタブレット端末等の大量発注による価格低減が図られたものと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。この11月2日の臨時議会で議決をしたときにはたしか応募してるのは1社であったと思うんですけども、大量発注による価格低減ということですので、たしか1台上限が4万5,000円ぐらいであったと思うんですけども、最終的にこれってお幾らになったのかお伺いしてもよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） 資料の確認をしますので少しお時間頂きたいと思います。

お答えをいたします。

タブレットにつきましては、先ほど議員がおっしゃった4万5,000円というのは補助金の上限ということでしょうかそういう形でございまして、タブレット自体の見積りは1台当たり5万4,000円であったものが応札いただいた業者さんの単価でいきますと4万900円ということになったということでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 随分安くできてよかったなと思います。これに当たっては、たしか臨時議会のごときに5億一千何かがしが市債を発行して購入ということでしたけども、減額補正をしますけどもその分は公共施設整備基金ですかそちらのほうへ積んでいって、市債の減額もせずにやっていくっていうそういうことでよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えします。

市債の減額についてはしないということでございます。

1点すみません、先ほどの質問の中でタブレットの単価ですが、4万900円と申し上げたんですが確認しましたら4万4,990円でございます、申し訳ございません。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。減額もせずにそちらのほうへ、整備基金のほうへ多分回っていくということで解釈いたします。

では最後の質問に移ります。10款7項1目です。協定書に基づき委託料の増額ということですが、積算根拠をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

委託料の増額の積算根拠であります。令和2年度におけるアメニティプラザの収入・支出の見込額の差額分にて算出をしております。

アメニティプラザは市の指定管理料と施設の利用料金収入で指定管理者により管理運営をしておりますが、令和2年度の収入見込額は新型コロナウイルスの感染症対策による臨時休館、そしてその後の影響によりまして例年よりも少ない1億8,680万1,000円と見込んでおります。これに対しまして、令和2年度の支出見込額は主に指定管理者の人件費及び光熱水費など管理運営上、必要となる経費で構成されるものでございますが、令和2年度における支出見込額は1億9,480万1,000円と見込んでおります。収入見込額1億8,680万1,000円に対し、支出見込額1億9,480万1,000円ということございまして、収入

が800万円不足をしていることから湖西市複合運動施設の管理に関する基本協定書に基づき、今回、収入・支出見込額の差額分について委託料を増額するものでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 新型コロナ感染拡大に伴って市のほうが休業要請を行ったので、委託料を増額ということでしたけども、まず休業要請をかけた期間というのはいつからいつまででしたか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

アメニティプラザの臨時休館期間なんですけど、令和2年4月18日の土曜日から5月31日の日曜日まででございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 約1か月半ぐらいはこちらのほうから休業要請をお願いしたということで、指定管理を行う事業所には休業要請協力金とか持続給付金というのは出ないということで思っていてよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） そのあたりは一応出ないという見込みで聞いておるところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 出ないということで聞いているということですけども、ちょっと確認されてはどうかという気もいたします。

それから、年間の収入見込み総額が約800万円になるのでその相当額を増額しますよということで、協定書に従ってって言われたような気がしますけども、協定書の中に減収分相当額を補填するといいますが、そういった項目が明確にうたわれているということでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

今回の指定管理期間が平成28年4月から令和3年3月までの5か年間になってるんですけど、指定管理者の指定に当たりまして基本協定書を平成28年2月18日に結んでおります。その中に責任分担というこ

とで市と指定管理者のリスク分担表がつけられておりまして、13項目にわたってリスクの種類、リスクの内容、負担者が記された表でございますがその中では事業の中止、これは市の指示による事業の中止については市が責任を負う、そして需要の変動という項目がありまして、想定できない特殊な事情が認められる場合は市の負担、こちらについては新型コロナウイルスが全く、1年前はだんだん見受けられてきたんですが全くこれも想定されない特殊な事情というふうに判断されるものでございます。そして、施設の利用不能等による利用料金収入の減少、こちらも市の負担ということになっておりまして、利用料金収入が減っているということもございまして、こちらを市のほうで負担をすると、そんなふうに明記をされているものでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） この800万円っていうのが私の解釈ですと4月18日から5月31日までで、その後もいろんなイベント等もそうですけども利用人数の制限とかそういうのもあって半分ぐらいしか、例えばプールでも一番夏の稼ごきでも前ですと600人ぐらい入っていたかなと思うんですけども、それが半分ぐらいしか入られないという収入減少になりますけども、そういったものについて今後またこういった委託料の増額ということが発生してくることはあり得るのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

今年度につきましてはこの収支の差が、見込額の差が800万円、何とかこれを管理運営するために必要だということで増額をさせていただきたいということで今回は補正計上してるんですが、今後も新型コロナウイルスがまだ収束がどういう形になっていくのか、ワクチン接種が始まってどうなるかというのはちょっと見通せない部分がありますが、こういった減収に伴う、アメニティプラザ自体は指定管理料と利用料金収入を充てて、これでもって管理運営を何とかしていただいているという状況でございますので、また指定管理者のほうからどうしても減収に伴って管理がままならないというような状況、そういった

御相談があればまた協議をしてみたいというふう
に考えているところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました、取りあえずこの1年間でおおむね800万円、委託料を増額しますよというそういった解釈ということで承知しました。

ありがとうございます、これで質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

質問の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。福永議員、よろしいでしょうか。

○5番（福永桂子） はい。

○議長（加藤弘己） それでは暫時休憩といたします。再開を15時25分に再開したいと思いますのでよろしくをお願いします。

午後3時16分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続き、議案第40号の質疑を行います。福永桂子さんどうぞ。

〔5番 福永桂子登壇〕

○5番（福永桂子） 5番 福永桂子です。議案番号40の2款1項12目について御質問いたします。

同僚議員の御質問でおおむね理解いたしました。御答弁を聞きましてちょっと2点ほど質問がございます。

私の質問2の不採択になった事業の今後について検討されているかというところなんですけれども、宝くじ助成事業においては県下から申請が上がってくるとは思いますけれども、近年、実施優先順位1位で提出されても採択されなかったという事業はあるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

〔市民安全部長 小林勝美登壇〕

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

ここ最近、大体湖西市におきましては2件ずつ要望といいますか申請をさせていただいております。

今年度のように2つ出したうち1つが不採択といったものは次の年度の最優先というふうにさせていただいておまして、近年においてそれがその次の年に採択にならなかったということはございません。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 5番 福永桂子さんどうぞ。

○5番（福永桂子） 1年に湖西市から何件上がってくるかによっても変わってくると思いますけれども、優先順位1位となれば入っていくというそれは分かりました。

もう一点ですけれども、不採択になったときに同じような事業で県の補助金を受け入れたりとか、その他の補助金を選択するというような道はあるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

今のところは、現在やっております一般コミュニティ助成事業ということで、自治総合センターに申請するものが唯一のものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 分かりました、じゃあ毎年出し続けるしかないという補助金の枠の中で頑張るとのことですね。

2款の1項17目ですけれども、先輩議員の御質問で理解できましたので取り下げます。

これで終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で5番 福永桂子さんの質疑を終わります。

続いて2番 加藤治司君の発言を許します。2番 加藤治司君。

〔2番 加藤治司登壇〕

○2番（加藤治司） 歳出4款2項1目及び10款7項1目、同僚議員の質問で大体理解できましたので取り下げます。

○議長（加藤弘己） 以上で2番 加藤治司君の質疑を終わります。

続いて9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番(楠 浩幸) 9番 楠 浩幸でございます。私のほうからも議案第40号です。一般会計補正予算です。

私のほうからは歳出の2款1項7目、財産管理経費、土地購入費でございます。大森の土地っていうことでありますけれども、時々こういう案件が出てくるんですけれども、湖西市土地開発公社が現在保有している土地において、買戻しが今後も必要な土地というのはどれくらい残っているのかを伺いたいと思います。お願いします。

○議長(加藤弘己) 企画部長。

[企画部長 鈴木 徹登壇]

○企画部長(鈴木 徹) お答えをいたします。

事業用地を除く買戻しが必要な残地につきましては、地目ですが山林が8筆、雑種地が4筆、合計で12筆で面積は7,320.83平方メートルでございます。用地費等の買戻し見込額でございますが、約8,306万円となります。以上でございます。

○議長(加藤弘己) 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) まだ大きな土地が残っているというふうに解釈をいたしました。また、財政状況を見ながら買い戻していくという形でよろしいでしょうか。

○議長(加藤弘己) 企画部長。

○企画部長(鈴木 徹) 財政当局との調整にもよりますが、予算の確保が今後も可能ということであれば2年から3年、そのぐらいの期間のうちに買戻しができればというふうには考えております。以上でございます。

○議長(加藤弘己) 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) 分かりました、ありがとうございます。

もう一点あります。歳出6款1項4目、畜産関係経費につきましては同僚議員の質疑を聞いておりましたおおむね理解ができましたので取り下げます。

○議長(加藤弘己) 以上で9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて13番 竹内祐子さんの発言を許します。13番 竹内祐子さん。

[13番 竹内祐子登壇]

○13番(竹内祐子) 13番 竹内祐子です。私は歳出の2款3項1目のところの個人番号カードのところですけども、当初予定していた人数は何人分でも何人分の増加があったのかを聞きたいと思います。

○議長(加藤弘己) 市民安全部長。

[市民安全部長 小林勝美登壇]

○市民安全部長(小林勝美) お答えいたします。

当初計上していた交付金につきましては、国から示されました本市に対する交付金請求上限見込額試算額を参考に予算計上したものであります。よって、本市における個人番号カードの交付人数の増減は交付金には影響がないものでございます。以上でございます。

○議長(加藤弘己) 13番 竹内祐子さん。

○13番(竹内祐子) それでは2番目の交付金の積算根拠をお伺いいたします。

○議長(加藤弘己) 市民安全部長。

○市民安全部長(小林勝美) お答えいたします。

交付金につきましては、国から交付される個人番号カード交付事業費補助金を財源といたしまして、地方公共団体情報システム機構いわゆるJ-LISという機構でございますが、こちらにそのまま補助金の金額の同額を支払うものでございます。

交付金の歳出につきましては、全国市区町村の令和2年度中の個人番号カード交付に係る費用を住民基本台帳人口で案分をして、各市区町村に見込額として示されるものでございます。

今回、令和2年度分として本市に示されました交付金額は4,260万2,000円でございます。当初予算額3,166万6,000円との差であります1,093万6,000円を今回増額補正させていただくものでございます。以上でございます。

○議長(加藤弘己) 竹内祐子さん。

○13番(竹内祐子) 分かりました。どの市町も同じようになって、結局市がトンネルというかそういうような方式になってJ-LISというところに行ってるということですね、了解いたしました。

次の6款1項4目ですが、私もこれは取り下げます。

そして次の9款1項5目のところの増額理由と工

事請負費の内容をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 危機管理監。

○危機管理監（小林勝美） お答えいたします。

高師山地区津波避難タワー整備工事は、令和2年度から令和3年度の2年間で実施を予定しております。令和2年度は予算額5,000万円、令和3年度は2億920万円の債務負担行為を設定しています。

今回、本工事につきまして県から余剰となった令和2年度国庫補助金の有効活用の打診を受けまして、令和3年度当初予算で計上を予定しておりました事業費の一部を令和2年度予算に前倒し計上することで、満額の補助率で国庫補助金を受けられるということから工事費を増額するものでございます。

なお、当工事請負費につきましては繰越明許を予定しております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） よく分かりました。少しでも早く工事が進んでいくようによろしくお願いします。

次の10款7項1目のところは、私も取り下げさせていただきます。

ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で13番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

続いて18番 二橋益良君の発言を許します。18番 二橋益良君。

〔18番 二橋益良登壇〕

○18番（二橋益良） 18番 二橋益良。まず1款1項2目の法人市民税の減額をする内容というか根拠を教えていただきたいと思います。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えをさせていただきます。

法人市民税の収納見込みにつきましては、先ほどの神谷議員とは少し違いまして、先ほどは交付税算定の基準という数字を用いてましたが、今回は当初予算、予算書からの額でこれは4億円減収になるという形で今年度は見込んでおります。

内訳としましては法人税割で3億8,500万円、また今年度は特例で、こちらもうるんですが新型コロナ

ウイルス感染症の影響による徴収猶予制度というのが設けられました。これを約1,500万円と見込んでおります。合わせて4億円という形で考えております。

減収の要因としましては、法人税率の引下げ等もありますが、やはり海外の景気とかそういうものの動向によるものがあり、また新型コロナウイルス感染症拡大による影響は大変大きいと捉えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） ありがとうございます。内容的には先ほど神谷議員のほうからも質問がありましたものですから、一応理解しておるわけでございますけれども、あと法人税は予定納税なものですから今年度の還付金の影響とか、あるいは来年度に向けての影響というのはどんなふうになってますか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 2番目の質問という形ではよろしいでしょうか。

○18番（二橋益良） はい。

○総務部長（山本一敏） お答えさせていただきます。

本年度の法人市民税の還付金につきましては、令和3年2月末現在で大手企業4社も含めその他非常に少額のものもでございます。そういうもの全て含みますと、件数でいいますと約100件でございます。金額では約1億8,000万円程度となっております。

御質問の今後の影響をどう捉えるのかということにつきましては、令和3年度は本年度の令和2年度の予定申告税額が少ない、今年度は収入が非常に少ないということで、それに伴いまして予定申告税額も減るということで、来年度の還付はそんなに大きくはないと捉えておりますので、今年度ほどの影響はないと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） なかなか予想のつかないところなものですから、非常に試算も難しいかなと思っておりますけれども、いずれにしろこういうものへの対応が一番大事なことでございますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の歳入の22款1項17目です。これは先

ほどから減収補填債等々の、あるいは調整債のお話がありましたもんですから、大体補填債のほうが8億2,000万円強ということなんですけども、交付措置があるかという質問なんですけど先ほどお答えになっていただきまして、今のところ考えられないと。

今後、このコロナとかいろんな影響がこれから起こると思うんですけども、今後交付対象になり得るような一つの作戦もあるかなと思います。そうした意味でぜひ御努力願いたいということと、あと2番目の財政調整基金の繰戻しを同じ額やってるんですけども、言い換えれば減収補填債で財政調整基金を繰戻したとこういうことだと思いますけども、この一般会計の当初予算でいつも財政調整基金を先に繰り出して財政調整をしているというようなところがありますけども、これは確かに苦肉の策の一つじゃないかと思いますけども、余剰金、要するに繰越金の半分、2分の1しかここには持っていけないもんですからそうしたやりくりをしていると思うんですけど、ただ一つ問題があって、今日補正なもんですからあまり言わないんですけども、初めからありきで予算を組んでるとどこまでが単年度予算なのかというのが非常に分かりにくいです。ですから、これから財政調整基金の活用方法もやはり考えなければいけないなと思いますけども、どのような関係で繰戻し等々を行ってるかお聞きしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

まず、減収補填債につきましては交付税措置がございます。反対に調整債についてはないという形でお答えをさせていただきました。減収補填債につきましては、いつでも好きなときに借りられるものではないものですから、どうしても後年度を見た中で市の予算、規模等を考えた中で借りられるときには借りておいたほうが得策、これは国からも推奨されております。ただ、調整債のほうにつきましては先ほど言った交付税措置がありませんので、これは財政当局としてはできれば借りないほうがいいのかかと、今回は合わせて10億円という金を借りるわけなんですけど、これは昨年と比べての実際の法人税の減収分、その額が10億円ほどあるもんですからここ

でまず穴埋めをして来年度以降の、コロナがまだ終わっておりませんのでそれに備えるという意味で借りていくものでございます。

先ほどのもう一つ、財政調整基金のほうにつきましては議員御指摘のとおり、財政調整基金を当初に繰入れをしておいて後は戻すというような手法をここ数年ずっと取ってるわけなんですけど、現実にありますと当初になかなか組みづらいと、財政調整基金の目的とすれば何かあったときという中で、今回もこういうコロナという事情の中で今年度もかなりの額を財政のほうから取り崩しております。そういう中で使わないほうがいいのかとは思いますが、先ほど言われるように翌年度の繰越額の半分は積立てのほうに持っていかれちゃうと、という中で事業が非常に組みにくいところもあるんですがなるべく頼らない、財政調整基金を繰り入れない予算を今後も心がけていきたいというところは心得ているつもりであります。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 確かに手法として、やり方としてはいいかも分かりませんがそういう見えない部分があるということだけ、皆さん方が財政として把握しておいていただければ今後の当初予算もそれなりの当初予算になっていくかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは次いいですか。

○議長（加藤弘己） どうぞ。

○18番（二橋益良） 2款3項1目の個人番号カードの普及率、先ほど同僚議員からの質問がありましたけども、一応今予定しているのはどのぐらいの普及率になる予定なのか、目標とかあるいはそういうのが聞ければなと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

まず現在の状況をちょっとお話をしたいと思いますが、本市におけます個人番号カードの令和3年1月末現在の申請件数につきましては1万6,993件、交付の件数は1万3,817件、交付の割合は23.16%となっております。1年前の令和2年1月末現在の交

付割合は12.88%でありましたので、10.28%の増となりました。また、令和元年度の年間の申請件数は1,402件、交付の件数は1,048件でありましたが、令和2年度につきましては令和3年1月末までで既に申請件数7,310件、交付件数が5,794件という状況でございます。

市としては、今手持ちがないんですが国のほうから令和4年末までにはおおむね国民のほとんどがマイナンバーカードを持つようにということで、積極的にCMをやったりとか交付率を上げるように努力をしております、それに向けて湖西市にも目標を立てるようにということで、目標を国のほうへ提出をしております。今ちょっと資料がないものですが御説明できないんですが、それに向けて現在、湖西市においても努力をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） いろんな要因があってこの令和3年度非常に伸びたということだと思いますけど、この事例を一つ参考にして、やっぱりこれからの普及のため施策をなるべく早く対応していくことのほうが正しいかなと思いますけども、対策としてはどうですか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） 今年度、先ほど言いましたように国からも積極的にPRするようにということでありまして、今年といいますか今年度は4月号の広報こさいにおきまして見開きで特集ページをつくっております。それから市民課の窓口におきまして、住民票なんかを交付する際に封筒をつくってその中に入れて帰ってもらうような封筒があるんですが、こちらのほうにも申請をする、ここをクリックというマイナンバーカードの申請方法について記載をさせていただいております。また、5月には職業訓練センターの会員の約130社ほどございますけれども、こちらで職業訓練センターが総会をするに当たって資料を各社に送っているんですが、その中にカード取得の案内を同封させていただいております。また、7月には国民健康保険の加入者、納

付書を4月に送付するわけなんですがこのとき全員にマイナンバーカードの申請について案内をさせていただいております。

これは市が直接ではないんですが、国といいますかJ-LISというマイナンバーカードを発行している機構があるんですが、そちらのほうでマイナンバーカードを持ってない人に対しまして12月の下旬頃からQRコード付きの申請書というのを順次発送しているというふうに聞いておりまして、その影響もあつてか、最近夜、月に2回ほど夜間交付をしておりますけど、その交付にマイナンバーカードを受領に来る方が大変増えてるという状況でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） いろいろ御努力されておるわけでございますけども、いずれにしろこのマイナンバーカードも当初はなかなか信頼性がなかったというのが大きな原因じゃないかと思っておりますので、これから必ず1人1枚持っていただくことに宣伝していただければと思います。

じゃあ最後の質問に移ります。10款7項1目、先ほどの同僚議員からアメニティプラザの臨時休業の利用料の減額補填、これの質問があったわけでございますけども、その中で委託契約の中にいろいろ項目があると思うんですけども、先ほど回答が途中で終わったようなそんなそぶりであったものですからあえて聞くんですけども、2種類あると思うんですよ。まずは閉鎖のために利用料が徴収できない、それともう一つはそこに働く従業員が休業をしなけりゃならないというようなことの二面性があると思うんですけども、今後の委託契約の中でそこら辺はどういうふうにうたってどういうふうに精査したのかお願いいたしたいと思っております。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

基本協定書というのが5か年分ということで結ばれているんですが、その中で事業の中止をしたものについては市のほうで負担をするということですので、4月中旬から5月いっぱい1か月半分については市のほうで間違いなく見ていくということで、

あとは想定できない特殊な事情、こちらは新型コロナウイルスがいつまで続くのかということがなかなか見当がつかなかったという事情もございますので、それに伴う減収分については市のほうで負担をするというようなことで、そんな形で金額のほうを精査させていただいて800万円という数字が出てきたということでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） これちょっと一つ問題があると思うのは、当然休業したのは4月18日から5月31日までということで随分先の話なんですよね。やはり、我々に協力していただける事業者さんがより円滑に運営するためにも、本来ならもっと早く補填するべきじゃなかったかなと思います。それこそ10か月もたってから、今ここで可決されて執行するには業者さんがもう10か月収入がないまま、逆に言ったら立替え払いみたいな形で多分怒っていたと思うんですけども、なぜこれは遅れたんですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

休館の時期は4月中旬から5月末ということなんですけど、その後も利用料金収入については利用者数も前年を上回る月が一月もございませんで、先ほど申し上げたリスク分担の中で利用料金収入が減る現象になったということについては、最終的なこの時期に精算をしようということを考えておりましたので、この時期に補正をさせていただいたということになります。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 1点だけ最後に聞きますけども、コナミスポーツさんが全体事業としてはどうか分かりませんが例えばこのアメニティプラザだけを持って例えば毎月毎月の減収分があれば雇用調整助成金とかあるいは持続化給付金とか多分対象になると思うんですよ。そういうところまで今回話をして、最終的に調整したのかどうかお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） 先ほど神谷議員のときに雇用調整助成金という話が出たんですけど、休憩時

間中に確認をしましたらコナミスポーツさんとしては雇用調整助成金を、コナミスポーツさんの本社というんでしょうかは頂いているということなんですけど、それがじゃあアメニティプラザのところどの程度反映されてるかというのはちょっとそこら辺は見えない部分があります。そんなこともございますので、そのあたりについても話は一応お聞きはしてあるということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） やはり企業さんというのはそのぐらい賢い、いろんな面でこういうものを模索しながら、今回のコロナに限らずいろんなことをやってるんですよ。行政側はなるべくこういうことにもしっかり対応して、ただ一方的なお話じゃなくていろんなそういう、裏にはいろんなことがあるんだと、だからこういうのもやはり減額、要するに補填する、減額の対象にもなり得る可能性のあるものだと思いますので、今後はひとつ、こういうことも精査してお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で18番 二橋益良君の質疑を終わります。

続いて11番 吉田建二君の発言を許します。11番 吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。私は、歳入の減収補填債並びに調整債につきましてはさきに同僚並びに先輩議員の質疑に対する答弁で了解しましたので取り下げます。それから2番目の歳出の6款畜産・酪農収益力強化整備等の特別事業につきましても取下げさせていただきます。

歳出の10款教育費ですけれども、小学校における新型コロナウイルス感染症対策等のために購入する消耗品と備品の主な内容は何かということをお尋ねいたします。同じように、中学校についてもお尋ねいたしますので併せて一つ説明をいただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

〔教育次長 岡本 聡登壇〕

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

今回の補正予算に計上いたしました経費につきましては、国の令和2年度補正予算で創設をされました補助制度を活用し、各小学校そして中学校において新型コロナウイルスの感染症リスクを最小限にしながら円滑に教育活動を継続するために必要な物品等を購入する経費でございます。

小学校におきましては購入する主な消耗品それから備品でございますが、消耗品につきましてはアルコール消毒液やハンドソープ、備品につきましては空気清浄機や大型扇風機を予定しております。中学校におきましても消耗品、備品につきましては同様のものを予定しているところでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） コロナウイルスの感染症を防止するためのアルコール剤ですとかアルコール消毒液、また、空気清浄機ということですけども、こういうものは既に今まで購入されてたと思うんですけども、補助金が来たからあるいは交付金があるからまたこれも買っていくってことなのか、それとも今まで本当になかったからこれを補充していくのか、そこら辺はどうでしょうか。何かもう少し有効に活用していくためにはこんなふうにやっているとかってそういう努力が分かれば、そこら辺の説明をしていただけるとより理解がしやすいかなと思っておりますけども、その点はいかがでしょう。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

9月補正予算の中でも感染症対策のためのマスク等購入支援事業ですとか、学校再開に伴う感染症、学習保障等に係る支援事業ということでこういった消耗品、備品購入費のほうは計上させていただいておりますが、現在までに各学校で95%以上執行されているという状況で、アルコール消毒液なんかもかなり使用されている状態になっていると思います。

今回、国の3次補正に伴いまして感染症対策等の学校教育活動継続支援事業ということでこちらを活用しながら、こちらは令和3年度に繰越しをして購入を図っていこうということを考えておりますので、不足するものについて令和3年度の中で購入を図っ

ていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） アルコール消毒剤等は、少し前もって買って置いてストックしておくのもよろしいかなと思うんですけども、備品については十分検討される中で有効的なあれをしていただくようなことを期待をしていきたいと思っております。

質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 通告された質疑は以上です。

ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて各委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第40号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第23 議案第41号 令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第41号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第24 議案第42号 令和2年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、10番 佐原佳美さんの発言を許します。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。議案第42号 令和2年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてお伺いいたします。

歳出の4款1項3目、介護予防日常生活支援総合事業の利用者数の増加に伴う補正額1,160万円の積算根拠をお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

積算根拠につきましては、令和2年5月から令和3年1月までに国民健康保険団体連合会に支払った実績と、令和元年度、昨年度の同期間の支払額等を比較し、平均伸び率を算出したところ9.3%増加しておりました。

次に、令和3年2月から令和3年4月までの支払い見込額を今年度の最大の支払額がさらに増加することを予測し、令和3年1月までの実績と合算して年間支払い予定額を算出いたしました。これと当初予算の予算額の差額が1,160万円となりましたので、これを補正額としたものでございます。以上でござ

います。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。伸び率が9.3%あるので、まだこれからの年度のあるものをという補正予算を組んだということですけども、サービスごとの内訳ってというのは分かりませんか、今は。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

サービスごとの年間の平均人数になりますが、昨年度と今年度の比較になります。その中で特に多かったというのが通所介護相当のサービスでございますが、これが昨年度353人に対しまして今年度382人、次に多かったのがケアマネジメント費、こちらのほうが昨年度375人に対しまして今年度は402人ということで、ほかのサービスもあるんですがサービスの合計としましては昨年度938人に対しまして今年度は1,007人ということで、利用のほうが増えてるということでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。なかなか通所介護、デイサービスなかなか定員を満たしていない事業所もあるということも聞いておりますが、しっかり介護予防をして健康維持できればいいなと思いますので、入所での補正ということではなく、逆に入所のほうは定員が満たなくて経営に苦労しているという特別養護老人ホームなどの話もありますので、でも市民が少しでも健康維持できている事業が増えるということはいいいことだと思いました。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 以上で10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第42号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第25 議案第43号 令和2年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第43号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第26 議案第44号 令和2年度湖西市病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はあり

ません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第44号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員です。ありがとうございます。したがって議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第27 議案第46号 令和3年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第28 議案第47号 令和3年度湖西市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第29 議案第48号 令和3年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を議

題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第30 議案第49号 令和3年度湖西市公共下水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は建設環境委員会に付託します。

○議長（加藤弘己） 日程第31 議案第50号 令和3年度湖西市水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は建設環境委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第32 議案第51号 令和3年度湖西市病院事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日委員会に付託いたしました議案を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。お疲

れさまでした。

午後4時19分 散会
